平成19年第3回定例会

富良野市議会会議録 (第5号)

平成19年9月14日(金曜日)

平成19年第3回定例会

富良野市議会会議録

平成19年9月14日(金曜日)午前10時01分開議

0

◎議事日程(第5号)				
日程第	1	議案第	1号	平成19年度富良野市一般会計補正予算(第4号)
		議案第	5 号	富良野市財政調整基金処分額の変更について
		議案第	7 号	富良野市農業計画審議会条例の一部改正について
		議案第1	0 号	指定管理者の指定について (金満緑地公園パークゴルフ場)
		議案第1	1号	指定管理者の指定について(山部自然公園太陽の里パークゴル
				フ場)
		議案第1	2 号	指定管理者の指定について (東山公園パークゴルフ場)
日程第	2	議案第	2 号	平成19年度富良野市介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第	3	議案第	3 号	平成19年度富良野市簡易水道事業特別会計補正予算(第2
				号)
日程第	4	議案第	4号	平成19年度富良野市公共下水道事業特別会計補正予算(第2
				号)
日程第	5	議案第	6号	富良野市立養護老人ホーム設置条例の一部改正について
日程第	6	議案第	8号	訴えの提起について
日程第	7	議案第1	3号	5区3線排水管設置工事請負契約の変更締結について
日程第	8	議案第1	4 号	富良野市議会議員の報酬及び費用弁償等の支給条例の一部を改
				正する条例の一部改正について
日程第	9	議案第1	5号	議員の派遣について
日程第1	O	意見案第	1号	高齢者の医療負担をやめ、後期高齢者医療制度の抜本的見直し
				を求める意見書
日程第1	1	意見案第	2号	自治体財政の充実・強化を求める意見書
日程第1	2	意見案第	3 号	生活保護、児童扶養手当などの改善を求める意見書
日程第1	3	意見案第	4 号	2008年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費
				国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を
				求める意見書
日程第1	4	意見案第	5 号	安全・安心の医療を保障する改革と子どもの医療費無料化制度
				を求める意見書
日程第1	5	意見案第	6 号	高齢者の医療負担増をやめ、後期高齢者医療の充実を求める意
				見書

◎出席議員(18名)

日程第16 閉会中の所管事務調査について

閉会中の都市事例調査について

議 長18番 北 猛 俊 君 副議長 17番 日 里 雅至君 優 1番 佐々木 君 2番 宮 田 均 君 広 瀬 人 大 3番 寛 君 4番 栗 民 江 君 5番 千 葉 健 _ 君 今 利 __ 君 6番 7番 横 久仁雄 8番 俊 君 Щ 君 尚 本 宍 戸 大 9番 義 美 君 10番 橋 秀 行 君 11番 覚 幸 伸 夫 君 12番 天 子 君 日 公 孝 司 君 野 孝 君 13番 東海林 14番 出 則 15番 菊地 敏 紀 君 16番 東海林 剛山 君

◎欠席議員 (0名)

◎説 明 員

市 長 能 登 芳 昭 君 副 市 長 石 井 隆 君 仁 君 市民部 長 総務部長 下 П 信 彦 君 大 西 保健福祉部長 高 野 知 君 経 済 部 長 石 \blacksquare 博 君 建設水道部長 里 博 美 君 看護専門学校長 登 尾 子 君 公 商工観光室長 高 Ш 和 也 君 中心街整備推進室長 細 Ш 美 君 総務課長 松 本 博 明 君 財 政 課 長 鎌 田 忠 男 君 教育委員会 \equiv 企画振興課長 岩 鼻 勉 君 齊 藤 亮 君 員 委 教育委員会 教育委員会 宇佐見 正 杉 浦 信 君 光 君 重 育 長 教 育 部 長 教 農業委員会 農業委員会会長 藤 野 昭 治 君 大 西 克 男 君 事 務局 長 査 委 員 監查委員 中 村 君 浦 惺 君 勇 松 務局 事 長 公平委員会 公平委員会 島 君 中 村 勇 君 強 委 員 務局 事 長 選挙管理委員会 選挙管理委員会 藤 田 稔 君 藤 原 良一 君 事 務 局 長 委 員 長

◎事務局出席職員

事務局長 畑 君 記 鵜 餇 祐 君 大 書 治 書 稔 君 書 記 大 津 君 記 日 向 諭 書 記 渡 辺 希 美 君

午前10時01分 開議 (出席議員数18名)

開 議 宣 告

○議長(北猛俊君) これより、本日の会議 を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長(北猛俊君) 本日の会議録署名議員 には、

宮 田 均 君 菊 地 敏 紀 君 を御指名申し上げます。

諸般の報告

○議長(北猛俊君) 事務局長をして諸般の 報告をいたさせます。

事務局長大畑一君。

〇事務局長(大畑一君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

市長より提出の事件、議案第13号につきましては、お手元に配付のとおりでございます

議会側提出事件、議案第14号、議案第15号及び意見案6件、事務調査及び都市事例調査の申し出につきましては、本日配付の議会側提出件名表ナンバー2に記載のとおりでございます。

次に、本定例会1日目に設置されました決 算審査特別委員会より、委員長に菊地敏紀 君、副委員長に今利一君が選任された旨報告 がございました。

以上でございます。

議会運営委員長報告

○議長(北猛俊君) 本定例会の運営に関して、議会運営委員会より報告を願います。議会運営委員長岡本俊君。

〇議会運営委員長(岡本俊君) 一登壇一

議会運営委員会より、9月11日、日程終 了後、委員会を開催し、追加議案の取り扱い について審議をいたしました結果について御 報告申し上げます。

追加議案は、市長側提出事件が1件で、工 事請負契約の変更締結でございます。

議会側提出事件は13件で、内訳は議案2件、意見案6件のほか、各常任委員会より閉会中の所管事務調査2件、都市事例調査3件の申し出がございます。

いずれも本日の日程の中で御審議を願うこ とにいたしております。

以上を申し上げまして、議会運営委員会からの報告を終わらさせていただきます。

〇議長(北猛俊君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告のとおり、本定例会を運営いたしたいと思います。 これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

日程第1

議案第 1号 平成19年度富良野市一般会計補正予算(第4号)

議案第 5号 富良野市財政調整基 金処分額の変更について

議案第 7号 富良野市農業計画審 議会条例の一部改正について

議案第10号 指定管理者の指定について(金満緑地公園パークゴルフ場)

議案第11号 指定管理者の指定について(山部自然公園太陽の里パークゴルフ場)

議案第12号 指定管理者の指定に ついて(東山公園パークゴルフ場)

〇議長(北猛俊君) 日程第1 議案第1号

及びこれに関連する議案第5号、議案第7号 及び議案第10号から議案第12号まで、以 上6件を一括して議題といたします。

最初に、議案第5号富良野市財政調整基金 処分額の変更についてを議題といたします。 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ、以上で議案 第5号の質疑を終わります。

次に、議案第7号富良野市農業計画審議会 条例の一部改正についてを議題といたしま す。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中元優君) なければ、以上で議案 第7号の質疑を終わります。

次に、議案第10号指定管理者の指定について、金満緑地公園パークゴルフ場を議題といたします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中元優君) なければ、以上で議案 第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号指定管理者の指定について、山部自然公園太陽の里パークゴルフ場を議題といたします。

質疑ございませんか。

8番岡本俊君。

- ○8番(岡本俊君) 山部のパークゴルフ場のことなのですが、いろいろこの資料を見させていただいたのですが、請負金額を含めて若干上がっている、指定管理料が上がっていると認識しておりますが、この辺のことについて御説明願いたいと思います。
- 〇議長(北猛俊君)御答弁を願います。教育委員会教育部長杉浦重信君。
- ○教育委員会教育部長(杉浦重信君) 岡本 議員の山部自然公園パークゴルフ場の指定管 理料が今回上がっていると、その内容の説明 でございます。

設計額から申し上げますと、山部パークゴ ルフ場につきましては、前回は17万円で今 現在、指定管理を行っていただいておりますけれども、収支状況を検討をいたしました結果、収支の改善あるいは利用者の増加ということも、検討をさせていただきまして、当初、平成16年度の積算を基準といたしまして、今回暗渠部分等のコース整備等も加算させていただいて、積算額を178万5,000円とさせていただきました。

それで、今回応募のされた金額が176万 5,000円ということでございました。 以上でございます。

- O議長(北猛俊君) よろしいですか。 8番岡本俊君。
- ○8番(岡本俊君) ちょっと理解不足なので、大変申しわけないのですが、その上がった理由は、何かよくわからなかった、かん水のホースとか、その辺、僕理解できなかったので改めて。済みません、わからなかったので。
- 〇議長(北猛俊君)御答弁を願います。教育委員会教育部長杉浦重信君。
- ○教育委員会教育部長(杉浦重信君) まず、収支の状況から説明をさせていただきたいと思いますけれども、山部太陽の里パークゴルフ場につきましては、平成17年度、18年度、それぞれ100万円の赤字という状況でございました。

その主な原因としますところは、平成17年、18年とも、計画では1万2,500人を予定しておりましたけれども、1万1,00人ということで、大体1,500人の利用者が少なかったということで、収入が150万円前後少なかったということで、赤字が2年続いているという状況でございます。

そういった中で、今回応募された山部商工組合の方で、この17万円でお願いしますよ、これは難しいということで、収支の改善が難しいということで、応募された金額が、先ほど申し上げました176万5,000円ということでございました。

以上でございます。

○議長(北猛俊君) よろしいですか。

8番岡本俊君。

○8番(岡本俊君) 17万円というのは、 どういうことなのですか。

それと基本的には、僕ら議会側で審議したときに、赤字になったらどうなるのだみたいなところも議論があったりして、それは指定管理者の努力とか、そういうことを含めてという答弁、答えがあったと記憶しているのですよ。

これ今回、パークゴルフ場ということで限定されて、経営状態が赤字が続くから、指定管理料を上げてくださいということ、これが認めるということに、その具体的な根拠も含めて、妥当性があるか、ないかということもあると思うのですが、非常にこういうことが続くと、本当に指定管理ということがいのかどうかということも含めて、全体が、ある部分では揺らぐというのか、そういうような、当初の目的から見ると揺らぐのでないかと、そういうような気がするわけですが、その2点。

17万円の件と指定管理料と、その算定に対する基本的な考え方ということをぜひお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(北猛俊君) 暫時休憩いたします。

午前10時11分 休憩 午前10時16分 開議

○議長(北猛俊君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の岡本俊君の質問に、御答弁願います。

教育委員会教育部長杉浦重信君。

○教育委員会教育部長(杉浦重信君) 岡本 議員の再質問にお答え申し上げたいと思いま す。

山部パークゴルフ場の指定管理料の関係でございますけれども、平成17年度の、最初の指定管理者を応募する際に、私ども当初の積算で164万5,000円という市の積算単価を持っておりまして、これに対しまし

て、応募された山部商工組合が17万円という指定管理料でやれるということで、応募を されたところでございます。

そういうことで、この2年半、やっていた だいたところ、そういった状況もあるという ことでございます。

今回の市の積算につきましても、前回の積 算あるいは現状の状況を踏まえまして178 万5,000円で積算をいたしました。

それに対しまして、今回提案があったのが 176万5,000円ということで、指定管 理料で応募をされたということでございま す。

以上でございます。

〇議長(北猛俊君) よろしいですか。 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ、以上で議案 第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号指定管理者の指定について、東山公園パークゴルフ場を議題といた します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ、以上で議案 第12号の質疑を終わります。

次に、議案第1号平成19年度富良野市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

質疑は、予算第1条の歳出より行います。 事項別明細書18ページ、19ページをお開 きください。

1 款議会費、2 款総務費、3 款民生費、4 款衛生費、5 款労働費まで。18ページより 23ページ中段までを行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(北猛俊君) ないようですので、次に移ります。

6 款農林業費、8 款土木費まで。22ページ下段より27ページ上段までを行います。 質疑ございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) ないようですので、次に移ります。

10款教育費、26ページ中段より29ページまでを行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ、以上で歳出 を終わります。

次に、歳入及び第2条、債務負担行為の補正、第3条、地方債の補正を行います。6ページ、7ページ及び12ページから17ページまでを行います。

質疑ございませんか。

8番岡本俊君。

○8番(岡本俊君) 6ページの山部の自然 公園太陽の里パークゴルフ場の指定料につい てなのですが、先ほどお話があったわけです が、基本的に考え方としてお聞かせ願いたい のですが、入札したのですけれども、入札料 が思いのほか安かったと。

受けた側は、それで十分管理できると思ったのだけれども、時間がたつと、これらについて100万円ずつ赤字になってきたと。ですから、逆に言えば、そのときの選定委員会の選定がどうだったのかと。

それと、前回もありましたが、入札ゼロのところであったのですが、結果それは入札できなかった施設もあったりしたわけですが、基本的に指定管理に、なぜ移ったかという基本的なことを考えていくと、やはり地方財政も厳しいとか、いろいろな議論があったり、そして、政府からの三位一体改革の中で、こつに一つ、直営か指定管理かどっちかにしなさいうような、そういう背景もあったのも事実なのですが、とは言うものの今回の、こういう赤字だから指定管理料や、行政としては入札の単価は、基本的な単価は変わらないのだからという思いもあるかもしれませんがね。

でも、過去のいきさつと、今回のこの大きなギャップ、これをどう考えるのかですね。

これから指定管理というのは、いろいろなところで計画されておりますが、そういうことを含めると、逆に言えば、公募をもっと広げて考えるとか、いろいろなことがあるのでないかと思うわけですよね。

その辺の基本的な考え方について、前、富良野市でだめだったら、もっと広げますみたいな話も、議論の中ではあったわけですが、今回そういうことを含めて、今回至ったということと、改めて指定管理料の算定、そしてその過去のいきさつを含めて、今回のことに関して、赤字だからふやしたいという話になってくるのでないかと危惧をしていますが、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(北猛俊君)御答弁願います。教育委員会教育部長杉浦重信君。

○教育委員会教育部長(杉浦重信君) 山部 太陽の里のパークゴルフ場の関係でございま すけれども、先ほど申し上げましたように、 当初、我々は設計金額では160万円を予定 をしておりました。

そういうことで、設計管理は十分できるということで、管理委託を設定をさせていただいたのですけれども、17万円という本当に安い金額でできると。

その当時は、平成17年度からのパークゴルフ場は有料化になりました。それ以前の、有料化によってどの程度、集客が動くのか、そういった不確定な要素も、多分あったと思います。

そういったことで、今回につきましては、早くうちらも170万円ということで、大体同じような設計金額を提示をさせていただいて、それに対して今回、山部商工会で積算をし、このぐらいでやれるということで、この金額で応募されたということで、1社しかございませんでしたので、そういう形で今回決めさせていただいたところでございます。

この以前の選定に当たりましては、そうい うことでいろいろな山部商工会、地域に密着 した活動ということで、そういった点が評価 み等も踏まえて、選定をされたのかと理解を しているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(北猛俊君) よろしいですか。 8番岡本俊君。
- ○8番(岡本俊君) 答えていないのですよ ね。

基本的には、赤字になっていくと、どうい う経営になっていくと、逆に言えば、とても 赤字だから受けれないよといってやめてしま うということもあると思うのですね、指定管 理者を。だから、そういうことも含めて、ど のように考えておられるのか。

特に教育施設、結構ありますよね、指定管 理。一番先行してやっていっているのが、教 育施設の指定管理なわけなのですが、教育関 係の部分があるのですが、基本的にこういう ことってあるかもしれませんよね。指定管理 者を受けたのですけれども、どうしても入場 料が思ったほど伸びなかったと。

料金の設定も含めて、上限が決まっている と。そういう中で、大変経営的に厳しいのだ と。そういうことになっていくと、本来ある 部分では、財政の健全化ということも含め て、こっちにある部分の思いがあって、逆に 言えば、それに反することがどんどん行われ ると。指定管理者を導入することによって、 逆に経常経費の固定化ということにも、つな がるのでないかと思ったりもするのですが、 ですからその辺について、改めて整理しない といけないと思いますし、仮にこれが前提と なって、ほかの施設を含めてどうなのかとい うことにも広がっていくのでないかと思うの です。

どこか、ちゃんと決めておかないとだめで はないかというふうに思いますし、僕に言わ せれば、その積算が今度、前回より上がって いるというのも不思議なわけですよ、正直 言って。

本来、なぜ今回積算が178万5,000 円になったかということも含めて、きっちり

をされて、金額だけではなくて地域の取り組 前回が164万5,000円、上がったとい うことも含めて、説明していただきたいと思 います。

以上です。

- 〇議長(北猛俊君) 御答弁願います。 教育委員会教育部長杉浦重信君。
- 〇教育委員会教育部長(杉浦重信君) と今回の、市の積算の上がった根拠でござい ますけれども、まず1点目には、あそこの暗 渠排水のチップを入れて、暗渠排水している のですけれども、その暗渠が10年ぐらい たって下がってくるということで、一部陥没 をするというようなことが起こってございま

そういった部分の補修費、原材料費、そう いった部分が加算をしている部分でございま す。それで13万円程度の部分を見ていると いう部分で加算をしています。

それと、それに伴う臨時的な作業員の賃金 等も含めて、若干上がっているというところ でございます。

以上でございます。

- ○議長(北猛俊君) よろしいですか。 8番岡本俊君。
- ○8番(岡本俊君) どこまで富良野市が持 たなければいけないかということもあると思 うのですよ。

ですから、ある指定管理者は富良野ではな いですよ。本州なのですが、預かった指定施 設をみずから努力して維持管理しているので すよ、一生懸命。そういうことをしながら、 指定管理を受けているという。

お客さんには迷惑かけないようにする、施 設の維持管理はできるだけ自分から何とかし なければいけないといって、努力をしてい る。逆に言えば、施設のペンキ塗りも含め て、全部指定管理者が丁寧にやっているとい う、そういうところもあります。

ある部分では、暗渠排水とか、その部分の チップ材を含めて、私に言わせれば、それは 指定管理の方がやって当然でないかという範 疇にあるのでないかという気がするわけです

よ。

では、ここからここまで行政、ここからここまで指定管理者という、そういう線か。ある指定管理者はバンカーをなくして砂を入れただとか、そうやってお金かけている指定を理者もおられるということもありますが、だめでないかと思うのですが、行政の持つのでないがと思うのですが、行政の持つのでないがと思うに行われて、積算されたのように行われて、積算されたのかとからことをお聞きしたいと思いのの、これからのこの赤字という部分といますのいても、改めて御答弁願いたいと思います。

- ○議長(北猛俊君) 御答弁願います。 教育委員会教育部長杉浦重信君。
- ○教育委員会教育部長(杉浦重信君) 指定 管理者がやる部分と、教育委員会といいます か、指定をお願いしている市がやる部分との 線引きの部分でございますけれども、軽微な 補修等については、指定管理者にお願いする と

根本的な、例えば建物の構造的な部分、窓 ガラスが割れたとか、網戸が壊れたとか、そ ういう程度のものであれば、指定管理にお願 いをして、建物本体の、例えば基礎部分が腐 れているとか、あるいは塗装が必要であると か、そういった施設全般、交換にかかわる部 分については市がやると。

部分的な小破修繕等については、指定管理 者にお願いするということになっているとこ ろでございます。

以上でございます。

 O議長(北猛俊君)
 3回終わりましたけれ

 ども。

8番岡本俊君。

○8番(岡本俊君) 軽微な部分とかという ような話で、そういう話は僕も説明受けた と、記憶しているのですよ。

僕に言わせれば、暗渠排水を新たに掘ると

いうならば、それは行政かもしれませんが、 既存の暗渠排水の部分が下がって、チップを 足すというのは、これは軽微だと僕は思うの ですよ。

新たに暗渠排水を掘って、そしてゴルフ場全体を維持管理するというのだったら、それは公共的なものですから、それは行政の持つ範疇かもしれません。ですから、そういうことになっていくと、ちゃんとあいまいでなくて、もっと細かなことを、発注する側も、もっともっとやっておかないと、どんどんこういうことになっていくのでないかと危惧しているのですよ。

○議長(北猛俊君) 暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩 午前10時35分 開議

○議長(北猛俊君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の岡本俊君の質問に、御答弁願います。

副市長石井隆君。

○副市長(石井隆君) 御答弁申し上げます。

指定管理者に、今まで委託をしてございまして、一度ここで整理をされたという形だと 思います。この後、また指定管理者に出す と。

ただ、受けるところはどこだかわからない という状況において、一度精査をして、もう 一度指定管理者制度に乗せるという形が、今 回行われてございます。

そういうことからして、過去の経過で出したということではなくて、金額の精査をした、その結果として今回、金額が上がったということでございます。

以上でございます。

- O議長(北猛俊君) ほかにございますか。 7番横山久仁雄君。
- **〇7番(横山久仁雄君)** 今の質問に関連して、指定管理者制度を導入するというときの

建前は、何だったのかということですね。

民間活力を利用しながら、民間のノウハウを使って、そして行政がやっていくときに、営業として、ある意味では素人というか、それでやっていくことではなくて、むしろそのほうが効率的に運用できるのではないのかと、こういうことだったのですね。

ですから、そこのところの反省が全然ないのではないのかと。そこのところを、どう分析をして、また、指定管理を続けるのかというところがないと、だめなのではないのかと。

それからもう一つ、もっと言えば、当初は 160万円何がしかで、その積算見積をした ものが、16万円か17万円でできるという ことでお願いをしたと。いいのです、それは 安ければ安いほうがいいのかもしれないけれ ども、しかし安いということが何だったのか ということですよね、結局は。

場合によっては、これダンピングのことだって考えられないことではないですよ。16万円から一気に160万円まで上がってしまったら、これ10倍ですから。では16万円何だったのという話でしょう。そこのところが、行政としてはどう指定管理者制度というのを見ているのか。

安ければいいということだけではなくて、 行政の目的に沿った、見合った運営をしても らわなければいけないと。当初から、料金を 徴収するといったときに、それによって利用 者はもっと減るでしょうという話を、いろい ろしてきたわけですよね。そこのところの反 省は何もないまま、結果として、利用者が下 がったとかいう話だけですよ。

ですから、そこのところは、どう考えてお られるのか、そこのところを明確にしていた だきたいと。

これからも、いろいろな問題が出てくると思うのですよ、ここだけでなくて。ですから、そういった意味では、そこのところはどのように考えておられるのか。そこのところを、きちんとしていただきたいと思います。

○議長(北猛俊君) 御答弁願います。 副市長石井隆君。

○副市長(石井隆君) 御答弁申し上げます。

先ほど来、教育部長から説明させていただいておりますように、試算に当たっては、本来かかるべき金額の試算をさせていただいてございます。

前回の指定管理者選定のときに、私が委員 長をやってございましたから、その立場で言 わさせていただきますと、あの山部の太陽の 里のパークゴルフ場につきましては、適正な 試算が、我々サイドとしてはされたと認識を してございます。

応募をされた方におかれましても、適正な計画だったということで、中身を精査をさせていただいて、最終的に決定をさせていただいて、議会に議論をいただいたと理解をしているところでございますから、その思惑が違ったということで、今回下げるわけにいかないということで、積算をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

O議長(北猛俊君) よろしいですか。 7番横山久仁雄君。

○7番(横山久仁雄君) 今回の積算が不当だとか、何とかと言っているのではないのですよ。

僕が言いたいのは、前回そういう積算をしたのだけれども、私は16万円でやれますということだったのですよね。

そうすると、僕は最初に言ったように、ダンピングのあれがないのかと、疑いはないのかと。そんな疑いさえ持つよと。

例えば、どこかの自治体でコンピューター を導入するといったら、1円でやりますと か、10円でやりますという企業もありまし た。こんなものが続くわけがないですよね。

そうすると、16万円でやると言ったところに、ではそこにやってもらいましょうと言ってきたことに、一つは問題はなかったのかということです。その積算が、当初の思惑

から外れたとか、何とかという、それは結果 論の話ですね。

本当に16万円できる、片一方は160万円でないとできないだろうと言っているのが、16万円で私どもやりますからと言ったら、そうですか、それでやってもらえるのならという、これは無理はなかったのかということですよ。

それと、先ほど言ったように、当初の、この指定管理を導入する目的は何だったのかということですよね。そうしたら、当初の目的というか、理由は、民間のそういうノウハウを活用をして、そして官がやっていれば赤字になる、あるいはもっと金がかかると。だから、それを民間にお願いをして、民間の人たちに運営をしてもらえれば、もっと効率的に、かつ利用しやく運営をしてもらえるのではないだろうかと、こういう期待があったわけですよ。

その期待を持って、お願いをしたはずだったのです。それが、実は違ったのですよね。 そうすると、そこに何があったのかということですよ。

つまり、私たちが民間にお願いをする、民間のノウハウをしても、なおこういう状態だったということですねと。だとすれば、当初から民間の力を過大に評価したのではないだろうかと。160万円のものが16万円でやれるといったら、やれるのですねという、やったこと自体が過大評価しなかったのかということですよ。

そうすると、本当に指定管理というのが、 今後正常に運営されていくのかどうかという ことが、僕は金銭の多寡ではないのですよ。 考え方の中に、そういうものが初めから目算 が外れているような、料金だって取るように なったら、利用者が減るではないかというの は、当初から予定された話でしたよ。

でも、結果として、こうなのでしょう。その結果論だけをもって、そして利用者が減ったから、こういう結果になりますよは、結果ですよ。なぜ、こういうことが起きたのかと

いうことが、十分に議論されて、また改めてこれを指定管理でやりましょうというのだとすれば、そこのところの答弁がなかったら、指定管理いいのかどうかさえ議論になってしまいますよ、この金額だけの問題でなくて。

ですから、そこのところはどのように考えて、この金額になっていくのですかということをお聞きしているのですよ。

○議長(北猛俊君) 御答弁願います。 副市長石井隆君。

〇副市長(石井隆君) 御答弁申し上げます。

先ほど、教育部長から説明させていただいておりますように、使用料については17万円、金額的に私、押さえていませんので17万円ぐらいだったと思いますけれども、それを見越して、収支ですね。それを見越した形で、指定の応募をされたということでございます。

まず、これは使用料と利用料の部分だったと思います。

ただ、今、議員おっしゃっられたように、 指定管理者の基本は、当然民間の活力、ノウ ハウ等を利用するというのが大原則でござい まして、よりよい運営をしていただくという のが基本だと、私も認識をしているところで ございます。

そういう意味からいって、当時は3社が応募をされたと記憶をしてございますが、そのうちの1社を指定するに当たりましては、金額の部分ではなくて、議員おっしゃられたように、その団体が受けることによって、どういうプラスがあるのかということを、判断の基準とさせていただいたところでございます。

金額でいきますと、もう少しほかの方たちがよかったという形だと思いますけれども、その当時の判定の記憶でいきますと、金額的には2社よりも、前回の1社が劣っていたということでございますが、評価総体の中で、それ以外のものは全部上回って、その金額のマイナスをそこで埋めたという形で、前回の

業者が決まったということでございますか ら、金額だけの議論ではないということを、 御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

〇議長(北猛俊君) よろしいですか。 そのほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(北猛俊君) なければ、以上で議案 補正予算(第2号)を議題といたします。 第1号の質疑を終わり、本件6件の質疑を終 了いたします。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件6件に、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(北猛俊君) 御異議なしと認めま す。

よって、本件6件は原案のとおり可決され ました。

日程第2

議案第2号 平成19年度富良野市 介護保険特別会計補正予算 (第1 号)

〇議長(北猛俊君) 日程第2 議案第2号 平成19年度富良野市介護保険特別会計補正 予算(第1号)を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑は本件全体について行います。 質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(北猛俊君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(北猛俊君) 御異議なしと認めま

よって、本件は、原案のとおり可決されま した。

日程第3

議案第3号 平成19年度富良野市 簡易水道事業特別会計補正予算(第 2号)

〇議長(北猛俊君) 日程第3 議案第3号 平成19年度富良野市簡易水道事業特別会計

これより、本件の質疑を行います。

質疑は、本件全体について行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(北猛俊君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めま す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま した。

日程第4

議案第4号 平成19年度富良野市 公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)

〇議長(北猛俊君) 日程第4 議案第4号 平成19年度富良野市公共下水道事業特別会 計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。質疑は 本件全体について行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めま

す。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第6号 富良野市立養護老人ホーム設置条例の一部改正について

○議長(北猛俊君) 日程第5 議案第6号 富良野市立養護老人ホーム設置条例の一部改 正についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。 質疑ございませんか。

16番東海林剛君。

○16番(東海林剛君) 直営である市立養護老人ホーム寿光園が、この指定管理に移行するという条例なわけですけれども、これについての福祉施設である寿光園を指定管理に移行させるということの、市としてのまず基本的な考え方、1点お伺いしたいということ。

そのことによって、いろいろな懸念される 声が聞こえるわけですけれども、まず一つ は、指定管理者に移行される場合、先ほども いろいろな議論がありましたけれども、効率 が優先されて、サービスの質が二の次になる のではないかという懸念ですね。

それと、そのための、これ関連するわけですけれども、行政としてのチェック機能はどうしていくのかと。いわば指定管理者に任せきりで、行政のチェックが働きにくくなるのではないのではないかと。

それともう1点、いろいろ問題視される部分で、指定管理に移行すれば、これは当然のことなわけですけれども、3年なり、5年なりで、いわば見直しをするわけですけれども、それによってより高いサービスに移行できるような体制をとっているわけですけれども、チェックできるようになっているわけですけれども、そのことによって継続性が失われる。

特に、養護老人ホームのようなああいう施

設でありますから、入所者やあるいはその家族に、そのことが不安を与えることにつながっていきやしないかと、そんなようないろいろな課題もお聞きをいたしております。そのことを、まず一つどのように押さえているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長(北猛俊君) 御答弁願います。 市長能登芳昭君。

○市長(能登芳昭君) 東海林議員の御質問 にお答えをいたします。

指定管理者制度のあり方でございますけれ ども、それに伴う1点目では、サービスの低 下につながるのでないかと。

2件目は、管理体制のチェック体制を、どう進めていくかと。継続性における入居者の 状況を含めた体制はどうなっていくのかと、 こういう御質問だったと記憶しておりますけれども、私はこの指定管理者制度そのもの が、一つには、やはり管理の代行制度という 法律が、平成15年に暫時変わりまして、管 理代行という役割を担って法改正になったの が指定管理者制度でございます。

そういう中で、行政が、ただいま御質問ありましたとおり、富良野には養護老人ホームがございまして、昭和46年から現在まで、直営で実施をしてきた経緯がございます。

国においては、福祉の構造改革という大きな柱の中に、大幅に福祉制度が変革をいたしました。さらに分権に伴う市の自立・自己決定という建前を踏まえながら、この寿光園の運営に当たっていくという状況がございましたし、この寿光園の46年に建設したものが老朽化して、建て直しを現在いたしたところでございます。

そういう地域の要望なり、入所者の要望を とりながら建設をされた中で、私はやはり現 行の状況でいきますと、措置制度は一部残り ますけれども、大幅な委託、あるいは契約、 こういう行為の中で行っていく状況では、本 市における状況から考えますと、一つには、 現行のサービスを下らない、そういう形の原 則を守らなければならないというのが、基本 的な考え方であります。

二つ目に、チェック体制の問題でございますけれども、私はこれ、管理代行という制度に変わっておりますから、責任は行政と同等の責任を持ってやらなければならないと、こういう判断に立つ、私はこのように解釈をいたしておりますので、首長の権限の至る、至らないもの以外は、全部権限を移譲するような形で行っていくと、こういう形に私はなると。

ですから、当然チェック体制の状況は、十 分に把握しながらやっていかなければならな いと、このように考えているところです。

それから、三つ目に継続性の問題ですけれども、それぞれ入所した人が不安を感じる、こういう状況が一番、私たちも、これを指定管理者制度移行にする状況の中においては、一番配慮しなければならない問題だと認識をしております。

しかし、この特養のあり方なり、あるいは 介護保険の導入なりされる状況においては、 いろいろ複雑多岐な状況の中で実施するとい うことになれば、これは行政で直営すること によって、さらにそれらの対応を一層きめ細 やかな状態で行っていかなければならない課 題が出てくる状況に、私はなってくるだろう と。

そうしますと、一つには、これから現存して、そういう経験豊かな施設運営ができる、可能性のある状況の、俗に言う業者といい構造改革によりまして、多くの業者が参入と思いませいうことは御承知のとおりだと思いませれども、そういう現況を見ながらはそういう業者に対して、ただいま申においても、そういうのではないたが、さらかと、こういう原則論を踏まえながら、やるのが一つございます。

さらにもう一つ、私なりに、この指定管理

者移行についての考え方でございますけれども、やはり現行で過去の決算委員会でも、御質問をいただいております超過負担というのが、かなり現実で出てきている状況を見ますと、私はこういうことも踏まえながら、総合的な今、富良野市の財政健全化計画とあわせると、それも一つ要因の状況的な課題として、考えていくものではないだろうかと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(北猛俊君) よろしいですか。16番東海林剛君。

○16番(東海林剛君) ただいま市長から、御答弁をいただきましたけれども、その中の基本的な寿光園という福祉施設を、指定管理に出すことの基本的な考え方として、行政としての考え方として、現行のサービス水準を下回らないのが、一つの基本ですよというお話をいただきました。

指定管理に移行する効果という部分で、財 ののはないう側面だけではなく、そのであると。その質の向上が図られると。その満足をができると。これ一つ、非常に対しての大きな効果ではないのかと思います。当たとに結びつくような指定管理移行に選定であるといいますが、管理者のいってといいますが、管理者のいったり、あるいは契約条項にどういったり、あるいは契約条項にどうがあったり、を機のチェック体制も、先ほど基本にというお話しいただきたいと思います。

〇議長(北猛俊君)御答弁願います。保健福祉部長高野知一君。

〇保健福祉部長(高野知一君) 再質問にお答えをいたします。

チェックの機能の関係でありますけれど も、これ現在も、指定管理者制度において は、それぞれ報告義務、それから年間に対し て事業計画の実施の報告、こういうことを受 けてございます。

そういった受けながら、一つ一つのものを チェックをしていく。問題があれば、改善指 導をしながら、効率のある運営をお願いをす るという立場で、この間、来てございます。

寿光園の指定管理についても、内容的には 基本的に同じになります。ただ、ほかの施設 と違う面については、ほかの施設を含めてい けば、不特定多数の人が出入りをする施設で あるとかという問題もありますが、寿光園に 限って言えば、生活の場であるという観点か らいけば、そこにどういう形でしていくかと いう問題が出てまいります。

それで、寿光園の運営ということになれば、入所されている皆さんの生活の場としての処遇の向上、サービスの向上というものが、常に図らなければいけませんから、管理監督にあっても、問題は、それに対する人的配置がきちんとされているのか。私たちが常に言っています日常の処遇というのが、毎月の行事であるとか、年間の行事であるとか、そういう行事も含めての処遇の向上ということを言っていますから、そういう面も含めて、あるのかと思います。

したがいまして、ほかの管理施設とはちょっと違いまして、多少の時間を要するチェック体制も含めてあるかと思いますので、そういう面におきましては、今、寿光園自体は、寿光園としての直営での運営でございますから、保健福祉部内には担当者はおりません。

したがいまして、指定管理者をすることによって、職員が復帰をするということになれば、どこがどう管理をするのかという問題点も出てまいりますので、今現在、保健福祉部内に、その担当するチェックを設けまして、これは計画的に実施をしていきたいと、このように思ってございます。

もう1点は、養護老人ホームの場合については、直営ということも含めてなのですが、

社会福祉法人にあってもそうなのですけれど も、道からの年間、必ず1回、監査指導とい うのが入ってまいりまして、すべての項目に わたりましてチェックをされてございます。

その中で、常に問題点のあるものについては、常に改善が求められてきておりますので、私たちもそういった観点では、今までも何回も指導を受けながら、改善をしてきたという経過がございますから、そういうことも含めては、市の管理代行になる上での指導の面の上に合わせまして、上川支庁からの指導も入ってくると、こういう状況になります。

もう1点は、介護保険導入ということになりますと、特定施設の申請をして、認可をいただいて、運営を走るという状況になりますから、そういう面では今後、道の介護保険課の監査指導も強化になって入ってくると、こういう状況になりますので、そういった面で、すべての面においては、チェック機能については、十分に果たしていけるかと。

ただ、先ほど言いましたように、全体的な目を通していくということは、設置主体が富良野市でありまして、管理代行であるという状況からいけば、全体のチェック機能については、富良野市が強化をして、やって管理指導をしていくと、こういう状況になろうかと思います。

以上でございます。

○議長(北猛俊君) よろしいですか。16番東海林剛君。

○16番(東海林剛君) ただいま保健福祉 部長から、御答弁いただきました中にござい ましたように、ここは本当に、高齢者の生活 の場だと思うのですね。

それが、これから指定管理に移行することによって、これ3年なり5年なりで契約、見直しがあって、ひょっとすると指定管理者というか、管理者が変わるかもしれない。

そういうことがあるわけですけれども、そ のときに入所者や御家族に、不安を与えない でスムーズに移行できるような、きちんとし た丁寧な説明をするのは、これ行政の役割だ というふうに思います。

その辺は、先ほど市長からも、若干お話しいただきましたけれども、そのことを保健福祉部長としての、そのようなお考えをお聞きしたいと思いますし、きょうこの条例が可決すればの話でありますけれども、直営から指定管理者にかわるわけですから、このことはより丁寧にお話をしなければならないと考えますが、その点、御答弁をいただきたいと思います。

- 〇議長(北猛俊君)御答弁を願います。保健福祉部長高野知一君。
- ○保健福祉部長(高野知一君) 一番大切な ことは、入所者が動揺をすることについては ならないということでございますし、それに 対しまして家族の皆さんも、それでよかった と言われるような施設づくりが、一番必要だ ろうと思います。

6月議会で、新型養護の関係についても御理解いただきました。それぞれの改正に当たりましては、パブリックコメントを必要としておりますので、私どもも、6月もそうでしたけれども、パブリックコメントを出すと同時に、関係者に対して、いろいろな説明もいたしてまいりました。

当然、入所者の皆さん、家族の皆さんに対しましても、そういう説明をしながら、平成20年度以降の施設運営のあり方についても、きっちりと説明をしてきました。

したがいまして、今回のこの指定管理者移行の関係につきましても、パブリックコメントを8月1日からスタートをしてございますので、そういった中で、あり方問題を含めてはございますので、今現在、委託に出している業者の皆さんだとか、地域の関係者の皆さんだとかいうところに対しましては、この条例内容については、こういうことで、こうなのですよということも含めて、これは説明をしてきてございます。

最終的に、議案が通ったとすれば、あとは 家族と入所者の皆さんに、十分に理解をして いただくということになりますので、そう いった点については、今後のスケジュールの中で、しっかりとやっていきたいと、このように思ってございます。

また従来、私どもも直営ということでございますけれども、寿光園自体が、基本的に老人福祉法の基本理念に基づきながら、日常の処遇向上を図ってきているという現状でございますので、この理念は引き続きとしてごされば私どもとしての面から、仕様書の中できっちりとうたとになっても、それをやっていただくということを、最低の前提条件となりますから、これは行ので、それをやっていただくということを、最低の前提条件となりますから、これは定管理者制度移行の最初の選定委員会の中でもります。

そのことを判定をしていただきながら、選定をしていただくと、こういう運びになろうかと思いますので、基本的な条項としては、そういう方向で事を運びたいと、このように思っています。

以上です。

○議長(北猛俊君) ここで10分間、休憩 いたします。

> 午前11時04分 休憩 午前11時12分 開議

○議長(北猛俊君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の富良野市立養護老人ホーム設置条 例の一部改正についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

15番菊地敏紀君。

○15番(菊地敏紀君) ただいま東海林議員が御質問したことに関して、非常に前向きなお話としてとらえていただきまして、そのとおりに運営をされれば、ここに住んでいる人方も、安心するのではないかなという感じがします。

ただ一つだけ、ちょっと確認というか、お 伺いしたいことは、先ほど市長の答弁の中に は、あくまでも管理代行だということで、そして部長は、チェック体制をきちんとつざいという話でございをつくるのだという話でございますけれども、市長に言葉じりをつかんで、私の聞いた聞き方が悪いかどうかわかりませんの聞いた聞き方が悪いがきの指定管理者に権限を移譲して、同等な立場ということでござせることがといるかけでするのだというととでは、本当に望ましいのかという疑問が感じられます。

これは市として、しっかりとそれを持って、そしてチェック体制を持つことが、ここに住んでいる人方に対しての安心安全、そして周りの人の理解が得られるではないかという気がいたしますので、この点1点だけ、市長の考え方をお伺いしたいと思います。

〇議長(北猛俊君)御答弁願います。市長能登芳昭君。

〇市長(能登芳昭君) 菊地議員の御質問に お答えをさせていただきます。

平成15年の、俗に言う指定管理者制度の 導入の改正点の主な状況が、管理の代行とい うことが改正だったということなのですね。

先ほど、ちょっと舌足らずだというふうに、今は感じているわけでございますけれども、根本的に管理の委託から管理の代行に変わったと、変更されたというのが一つあるのです。その状況は、地方公共団体の使用許可など等の管理権限は、管理代行にできるという改正になったと、こういうことです。

ですから私、今、御質問を受けましたけれ ども、全部権限を移譲するという状況ではな い。ちょっと舌足らずだったですが、そうい う部分的な状況の中では、管理代行でできる と、こういう法律にかわったということで御 理解を賜りたいと思います。

○議長(北猛俊君) よろしいですか。

そのほかございますか。

6番今利一君。

○6番(今利一君) それでは、お聞きした いと思います。

今、菊地議員からもありましたけれども、このチェック体制について、具体的にどういう形で、どういう格好でやろうとしているのか、それが私は見えてこないのではないのかと思うのですけれども、その具体性を、もっとかみ砕いてお知らせ願いたいと思っています。

そもそも、この福祉施設等々については、 公的機関でやらなければいけないというの が、特に寿光園とか、こういう部分に関して は、住んでおられる方がおられると。その人 たちに負担をかけないということが基本理念 にあって、その人たちに、いい状態で住んで もらいたいということだったと思うのです ね。

ところが、先ほどもパークゴルフなんかに もありましたように、結果的には、財政が困 難になったときに、利用料を上げなければな らないとか、そういうことで、結局そういう 利用者負担へのことが懸念される場合が出て くるという場合、公的機関のあり方そのもの が、問われてくるのではないのかという感じ がします。

その辺が、どういうふうになっていくのか、お知らせ願いたいと思うのと、その2点について、お伺いしたいと思います。

- ○議長(北猛俊君) 御答弁を願います。保健福祉部長高野知一君。
- ○保健福祉部長(高野知一君) 今議員の質問にお答えをいたします。

チェック体制の関係でございますけれども、まず細かな内部的な打ち合わせを含めてはまだしておりませんが、先ほど言いましたように、いずれの課に、そのチェック体制をとらなければいけないということについてはわかってございますから、これは今後の中で、人の配置も含めて検討をしていきたいと。

そうなれば、先ほど言いましたように、毎 月報告ものが上がってまいりますので、その 報告内容も、それぞれの施設において違う状 況がございます。したがいまして、寿光園の 中においても、いろいろな事業形態の関係も ございますから、どういった報告を求めるの かというものも含めて、そういった様式も含め てどうするのか。これは、これからも含め て今、検討中でございますけれども、まだ正 式には決まってございません。

そういった中で、先ほど言いましたように、問題なのは入所に対して、一般的な処遇の問題、あるいは介護保険導入が導入されてくるということになれば、そうなりますとそういった人数がどういった形として、どこにどう提供したのかという問題。そういった人数的な把握やなんかもきちんとしておかなければいけないだろうと、こう思いますから、そういうときのものを含めて、全般的にチェックできる機能のものを確立をしていきたいと、このように思っている次第でございます。

それから、2点目の福祉施設の関係でございますけれども、これにつきましては、従来から福祉施設を委託に出してはだめだという規定はございません。これは、従前から社会福祉事業団等の設立及び運営に関する基準というのがございます。事業団がやれない場合については、社会福祉事業団に社会福祉施設を委託をすることができるという条文がございますので、これによって従来、ほかの各市町村も管理委託をしてございます。

その管理委託が今回、指定管理に変わった と、こういうことでございますから、社会福 祉施設だから委託に出せないという状況に は、まずなっていないと、このように思いま す。

それから、3点目の事業の内容でございますが、第8条で、第3条に規定する事業に関する業務、利用料金、施設の維持管理、それから入所者の利便性を向上させるために必要な業務と、こういう状況になってございま

す。

第3条的なものについては、先般の6月議会の中でもお知らせいたしましたけれども、 改めて事業を設けてございます。

その一つは、法第11条第1項第1号の関係、これについての処遇の問題をうたってございますし、第2項は介護保険導入に伴って要介護者、要支援者に対して、介護サービスの提供を行うと、こういう事業の内容でございます。

いわゆる法第1条第1項第1号の措置を受けた方々の皆さんには、従来から基本的な処遇問題といたしまして、一つには生活用品の支給、あるいは保健医療に関する指導管理、それから教養、娯楽等の提供、それから生活指導、日課、先ほど言いましたけれども、朝からをまでの一定の規則に伴った行動、それから年間的な行事等々、それを加えまして入所者の皆さんについては、入所の際に所持金を持参をして入ってまいりますから、一定のいろなお金も使うということもございますので、そういった金銭管理もやってございます。

そういうものも含めて、それは処遇の中に すべて入ってくると、こういう状況でござい ますから、それらを含めては、従来同様、同 じ形のパターンで、それ指定管理者に引き継 ぎをしながら、怠りなく管理指導をしてやっ ていくと、こういうことになろうかと思いま

以上でございます。

○議長(北猛俊君) よろしいですか。 6番今利一君。

○6番(今利一君) 具体的なチェック体制の内容については、まだ詳細に決まっていないということなわけでありますけれども、一つ一つが出たのが、報告書を受けて、その報告書を見ながらということを言われておりますけれども、このたとえがいいか悪いかは別にして、私なんか農業なんかやっていると、ここの問題点とか、ここの問題点とか、いろいろな問題点を挙げて、そこで例えば機械化

したりなんかして、そういうことをやっていると、その機械化が失敗する可能性もある。

実際に、そこに入ってみなければ、例えば 福祉施設に、こういう福祉施設があったとき に、人がそこに常駐して、どういうことをや られているのかという部分を、きちんと見て いかないと、私は報告書だけで、それを チェックしたりなんかするということは、非 常に不可能に近いものなのだろうという感じ がするのですけれども、その辺の部分に関し ては、どうでしょうか。

- ○議長(北猛俊君) 御答弁願います。保健福祉部長高野知一君。
- **〇保健福祉部長(高野知一君)** 今議員の質問にお答えいたします。

先ほどの説明、舌足らずの部分もございま した。当然、報告を受けたものについて、課 題、問題等については、当然、実施検査、監 査といいますかね。そういうことで、現地に 入りましてのものは、当然出てくるだろうと 思いますし、報告書だけで安全だから、行か なくていいと、こういう状況にもならないと 思いますので、考え方としては最低年2回ぐ らいは、やっぱり現地に入るとかということ をしながら、その処遇のあり方、何のあり 方、動き方含めてのそういったものを、運営 をしている方々から、きちんと説明を聞くと いうこともやりながら、していかないとまず いだろうと、そう思っていますので、そうい う体制のできるように検討してまいりたい と、そのように思います。

- 〇議長(北猛俊君)よろしいですか。6番今利一君。
- ○6番(今利一君) 決して、部長の言われていることを、揚げ足をとってどうのこうのするわけでないのですけれども、こういう福祉施設だとか、いろいろな技術職に関しては、非常にプロと言われる面で見ていかなければ、非常に入っている人たちも不安になってみたり、あるいは確実なチェックというのは、僕はできないと思うのですね。

今のように、年に2回ほどだとかとなって

くると、非常にその辺の部分が怠ってくる可 能性があるのではないのかなと思うのです。

例えば、職員の中にも、そういう具体的な きちんとした目の持った人が置くことができ るのか、どうなのか。その辺に関しては、ど うなのでしょうか。

- ○議長(北猛俊君) 御答弁願います。保健福祉部長高野知一君。
- ○保健福祉部長(高野知一君) 先ほども御答弁していますけれども、それに必要な人は必要だということでは、まず御理解をいただけるかと。

ただ、どこに何名だとかいう具体的なものに対しては、人事問題、配置問題になってまいりますので、私からは答えにくいと思います。

ただ、いずれにいたしましても、きちんと した配置をしていただけるように、内部的な 中では、きちんと要請しながら配置をしても らうということについての努力はしていきた いと思います。

○議長(北猛俊君) そのほかございますか。

7番横山久仁雄君。

〇7番(横山久仁雄君) まず、根本的なところでお伺いをしたいと思うのです。

福祉施設に、本当に指定管理者制度というのがなじむのかどうかということなのです。

今言った、指定管理者制度ということ、そのものを、全面的に否定するつもりはありません。場合によっては、それが有効な部分もあるでしょう。全面的に否定するつもりはありませんけれども、しかし少なくても福祉施設の管理運営が、それになじむのかどうかということです。

そういう意味で、何でもかんでも経済性の 論理だとか、あるいは行政の簡素化、経済性 あるいは効率化だとかということだけで、で はできるのかというと、そうではないと思う のです。これは、市長も、これまでのいろい ろな経験の中で、そのことについては十分御 理解のことだと思います。 そうやって考えたときに、福祉の分野というのは、少なくても行政がきちんと責任を持って、この地域で、住んでいる人たちの医療や健康や、あるいは生涯この地域で安心して暮らしていける、そういう状況をつくっていくということが、行政の大きな役割だろうと思うのですね。

それを、指定管理者ということで、管理行政の代行をさせるということが、本当にいいのだろうかということ。このことの、指定管理者制度を導入する当たって、基本的な考え方をきちんと表明をしていただきたい。

そうしないと、何でもかんでも、何でもありの形になってしまうので、せめてこれは行政の範疇だというものをきちんと提示をしないと、疑心暗鬼になってしまうのではないのかと思います。

先ほど、この前のパークゴルフ場の話でも ありましたけれども、では赤字になったらも うやめたという話になってしまうのかと、こ ういう話ですね、一方では。

結局、受ける側は経済性の論理というのが、当然働くわけですから、そこで利益を上げようとするわけだし、上げなければいけない。赤字になっては困るわけですから。そうすると、そこで利益を上げようというあれが働くわけですよ。

そうしたときに、今度は一方でしばっているから、片一方では利益を上げることができない、赤字が続くということになってくると、彼らはそこで仕事をしていく目的を失うわけですから、一定の利益はなければならない。それも、運営の中で絞り出さなければならないと。そうすると、どこかに無理がかかってこないのかと思うのですね。

しかも、この場合については、今までも指定管理者制度の議論をして、手続条例の議論をしたときもそうなのですが、この条件には、地元にその企業があること。あるいは、そのノウハウを持っているというか、何年間がその実績を持っていることと、こういう条件があります。そういう条件の中でするとす

れば、果たして富良野がこれに有効に活用できるのかと、この指定管理者制度そのものを。

できるのかいうと、これは都市部ではいろいるな競合をする企業があったり、あるいは競合する事業所があったり、同じ社会福祉法人であっても、いろいろな社会福祉法人があって、それで競合するところがあったり、介護施設があったり、そういうところでノウハウが一定程度持っていると、これはある程度理解できる。

ところが、富良野において果たしてそうな のだろうかといったときに、果たしてこれが 富良野に適用できることなのかどうかという ことを、どのように考えておられたのか。

先ほど、だれが言いましたけれども、競合することによる、その質の向上というか、民間のそのノウハウを得ることによって、質の向上という話があります。質を向上させるということは、ある意味では競合がないと、質の向上などというのは、なかなか求めるものではないわけですよ。お互いに競合する中で、こうやって利用者をふやそう、あるいは向こうよりはこちらのほうが安心して暮らせますよというのがあって、初めて競合だと思うのです。

ですから、そういう意味での競合というのが、果たしてできるのだろうかと、富良野の場合にですよ。そうやって考えたときに、本当にこれは富良野になじむのかという、非常に心配があります。ですから、そういった意味で、どこまで指定管理者制度というのが、どの分野で考えていくのか。

やっていくとすれば、どれでもこれでも全部できるないことではないですよね、端的に言えば、その法の制度から言えば、そういうことだと思うのです。

その辺のところを、わかるように説明をしていただきたいということと、もう一つは先ほどのチェック体制の問題です。チェック体制の問題で、報告書だけで、言葉じりをとらえるつもりはありませんけれどもね。

舌足らずだったという話ですけれども、実際問題、そのチェックをするといったときに、ではそれをチェックをできる目というのが必要ですよね。それは、そういうところで勤務をしたことがあるとか、あるいはそういう勤務を、自分もずっと見続けていると。

そういうのが、この何年かは今まで勤務した人がいるでしょうけれども、しかし、5年、10年たってきたときには、もうそういう人たちは、庁舎の中には育っていないのですよ、職員の中には。

そうすると、事務的にだけ整理はできます よね。例えば、こういう行事をしました、こ れには何人の参加をできましたという、事務 的な処理はできますけれども、しかし実際問 題かゆいところに手が届くような、では管理 がされているのかと。

一方では、これは養護老人ホームですから、ついの住みかで住んでいくわけですよね。そうすると、3年ごと、5年ごとに業者が変わる可能性というのは、常時持っているわけですよね。

そうすると、ではサービスの低下につながらないと言いつつも、人数はいると。しかし、するべきことは変わってしまうかもしれないということですね。

それと、介護保険制度そのものも、介護保険やなんかのところから、監査が入ってくるという話もあります。でも、これは介護保険の制度に抵触をしていないかどうかということであって、サービスが悪いか、いいかということよりも、むしろそちらのほうです、主眼は。

何人配置しなければならないところに、何 人しかいないとかですね。それの法を犯せ ば、それは当然、その法人自体が、コムスン のようになってしまうわけですから、それは もちろんしないでしょう。しかし、本当にき ちんと手が届くようにできるのか。

それから、養護の場合には、もっと重要な のは、措置費との関係がありますよね。措置 費の決定権は、行政にあるわけですね。片一 方では、その決定権はないのですよね、指定 管理者のほうには。

そうすると、その競合はどうするのという、このときに片一方では、措置入所の決定権は行政にありますね。片一方は、指定管理者が管理すると。そのときに、指定管理者は受けないよということは、起こり得ないのかという心配も、一方ではあるのかと心配するのですが、そういうことからいうと、本当にこれがなじむのかどうかということが非常に心配されるわけです。

その辺のところを、十分わかるように説明 をいただきたいと。そうしないと、僕らは納 得できないというところが出てきますので、 その辺のところは、改めてきちんと説明をい ただきたいと思います。

○議長(北猛俊君) 御答弁願います。 市長能登芳昭君。

○市長(能登芳昭君) 横山議員の御質問に お答えをいたします。

私は、公務員として長く勤めたうちの約半数ぐらいが、福祉関係に従事した実践部隊の 一人であります。そういう観点も含めて、お話をさせていただきたいと思います。

今それぞれ、これだけ高齢化社会になってきたと。現実的に、そういう状況の中に、一つは、自治体で行うもの、それから、自治体以外でできるもの、こういう区分けが、私は必要だと思うのです。

その中で今、御質問がありましたけれど も、福祉関係そのものというのは、行政でや れば効果が上がるのか、上がらないのか、こ ういう問題も現実にあるわけですね。

それからもう一つは、例えば法人で福祉法人なり、それに類する団体が積極的に社会参加のもとに、そういう志を持って運営されるということは、非常に心が精通している者、それから、ただいま御質問ありました技術的に処遇をする者の状況、すべてわかった中で認可が降りていると、私は判断をいたしております。

そういう観点から考えますと、非常に今、

これは一例でございますけれども、本市においても福祉法人関係については、特別養護老人というものが100床ございます。これは養護老人よりも、さらに御質問あったとおり、処遇なり、あるいは該当者に対しての心、あるいは身体的にも精神的にも、そういう介護を要する状況の施設が本市にございます。

そういう状況を十分見ながら、この養護老人ホームの、まだ自分で歩ける、あるいは自分で身の回りができる、こういう状況のものとは、かなりやはり内容的に変わってくるだろうと。ですから私は今、そういう状況の中にあって、本市の養護老人ホームが今、御質問ですけれども、私は法律の改正によって、それは十分可能であるという判断をいたしているところでございます。

サービス面につきましても、これはいろい ろ監視体制、チェック体制の問題が、先ほど から御質問がございました。私は、もちろん 設置者が、それだけの責任を負ってやる上に おいて、さらに行政が管理代行という形でや らせる状況になりますと、さらにチェック体 制、あるいは処遇の状況、これが法的に抵触 しないのか、するのか、そういった点も、先 ほど保健福祉部長が御答弁させていただきま したけれども、これは真剣に、そういう窓口 をきちんとつくって、そして先ほど年に2回 ぐらいと言っていましたけれども、これはや はり私はできる限り訪問をして、そういう状 況把握に努めていく必要性があると、私はそ のように考えておるところでございまして、 国からの監査というのは、横山議員の御指摘 のとおりでございまして、適正に補助金を 使っているか、使っていないかとか、そうい う中身でございますから、処遇面までの状況 については、これは行政が、そこまでかか わっていく今の福祉の環境からいいますと、 やらなければならない状況に入るのかと。そ ういうことも、総合的に判断しながら、私は 可能であると。

それからもう一つ、私は富良野というとこ ろは、非常に福祉に関する機運というか、市 民参加というのが、非常に私は盛んなところ だと考えております。社会福祉協議会におい ても、事業型の社会福祉協議会として発足を いたしていました。これも、非常に市民に とっては好評であります。これは、もう自主 的に厳しい状況の中にあって、それに従事す る職員の社会福祉に対する心配りというか、 そういうものが非常に高い現況にあるという ふうにも、私は認識しておりますので、そう いう状況的なもの、それからもう一つは、そ ういう特養をやっている施設についても、本 市については、私は全道的にも、この施設の あり方については、誇れる施設の一つではな いかと、このように考えておりますから、そ ういう連帯的なものを考え合わせながら、こ の問題に対処していく必要性があると、この ように考えておりますので、基本的な考え方 を含めて、御答弁にさせていただきたいと思 います。

○議長(北猛俊君) よろしいですか。 7番横山久仁雄君。

○7番(横山久仁雄君) 今の福祉の問題に ついては、市長の考え方をお聞きしたわけで すけれども、決して僕は、それぞれ全部を納 得したつもりはありませんが、まず市長の考 え方についてお伺いをいたしました。

もう一つは、この制度というのが、都市部にはなじむというか、都市部ではまだ多少のことがあったとしても、それは競合する企業がありますから、こちらのA社がだめであればB社、B社がだめであればC社という選択の余地もありますし、お互いに、そこでサービスの向上ということで、利用者を確保すると、こういう作用が働いて、そしてそのことがある一定程度のその質の向上というのは、ある意味では僕は理解できます。

しかし、この富良野の中に、いわば独占企業のような形でいる、あるいはそういう形でしか成り立たない、そういう地域で、果たしてこれが成り立つのだろうかということで

す。

先ほど言ったように、赤字だとかどうとか といったときに、変わりはいるのと、簡単 に。そうはいかないと思うのです。そうする と、ましてこれ福祉施設ですから、そうはい かないだろうと。

そうすると5年ごとに、例えば、あるいは3年ごとに変わるとしたときに、変わるかもしれないという前提で働くわけです、働く側は。そうすると、その人が安心して、そこで働いていけて、初めてサービスの向上だとか何とかということが、ずっと継続されていきますけれども、その人がいつ、5年たったら私はどうなるかわからないといったときに、本当にその雇用がきちんと守られていくのかと。

そうしたときに、一体これは、本当に富良 野になじむのかどうかという、僕はその心配 をするのです。

ただでさえ福祉施設に働いている人たちというのは、回転が速いのですね。わずか3年だとか、5年だとか、20年、30年勤めた人などは、本当に数えるだけしかいないです。そうすると、本当にサービスの継続性という意味で、単にそのサービスの低下を招かないという、そんな抽象的な話でなくて、そういう観点から見たときに、継続性という問題はどうなのだろうということが、非常に懸念をされるわけです。

その辺についても、改めて考え方をお示し いただきたいと思うのです。

〇議長(北猛俊君)御答弁願います。市長能登芳昭君。

〇市長(能登芳昭君) 横山議員の再質問に お答えをさせていただきたいと思います。

私は、それぞれ施設を持っている施設長、 あるいはそれに従事する職員の方々というの は、入ってきていらっしゃる方々の処遇的な もの、それから処遇を合わせた快適な生活が 送れる環境づくりに、私はそういう志を持っ ている人が、施設として募集をするのでない かと。当然、そういうことが基本になると認 識をいたしております。

それからもう一つは、働く環境の中で、やめていくという状況は、これはやはりその施設長の物の考え方なり、あるいは職員に対する規範的なものの厳しさとか、あるいはお年寄り、入っている方々に対する対応の仕方によってやめていくと、こういうことが私は多いのではないかと思うのです。

それと、やはり勤務時間の問題で云々と、 条件が違うと、こういうことが原因の要因に なっているだろうと考えております。

ですから、私は今、競争する相手がいなければ、そういうことがなお赤字になって、やめなければならないのでないかと、こういう御質問ですけれども、私は先ほどから例を出していただいておりますけれども、社会福祉協議会にしても、あるいは施設にいたしましても、少なくても、現行では20年以上の実績があるわけですね。

その間、私たちの行政として受けている状況では、非常に非難のあるような状況は全く、行政には聞こえてきておりません。それは、やはりそういう施設の対応の仕方が非常にいいと、こういう状況ですから、私はそういうことを総合的に含めて、施設のこれからのあり方というのは、富良野がそういう模範的なものをつくっていく土台にもなるだろうと、このように考えているところでございます。

○議長(北猛俊君) よろしいですか。ほかにございませんか。2番宮田均君。

○2番(宮田均君) 18億円かけて建てた施設が、わずか4年余りで、この指定管理者制度に移行するという方向性が出てきたわけなのですが、この中で、やはり福祉行政を、市民がお金をかけてでも支えていこうといった、この意気込みが、私は、先ほどから市長がおっしゃっているように、福祉への関心が非常に高い町なのでないかと考えております。

それで、この18億円をかけて、そして、

当初の方向性から、この4年で指定管理者になったからといって、別に福祉を切り捨てるというか、そういうわけではないのですが、やはりここの一区切りの中で、市長の福祉行政の中への、指定管理者制度に移行していくという方向性、これをひとつお聞かせ願いたいと思います。

それからもう一つ、18億円かけて建てた、そしてこれは年間の維持管理費を含めた中で売却の方向とか、そういうことは考えられなかったのか。そういう検討は、されたのかどうかと。

それからもう一つ、指定管理者の資料をいただいた中での条件で、「同種または類似した施設について、10年以上良好な経過と実績を持った」とございますが、市内に複数のこういう業者というか、社会福祉法人があるのか、ないのか。

それから最後に、どれぐらいの予算削減を 見込んでいるのか。それについてお聞かせ願 いたいと思います。

〇議長(北猛俊君) 暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩 午前11時49分 開議

○議長(北猛俊君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の宮田均君の質問に御答弁をいただきます。

ここで、お断りをさせていただきますが、 条例審査にかかわりのない質問もございまし たので、その部分については除いて御答弁を お願いいたします。

市長能登芳昭君。

〇市長(能登芳昭君) 宮田議員の御質問に お答え申し上げたいと思います。

指定管理者制度にどうして移すのだと、こういう、端的に言ったら御質問だったと思うのですけれども私は先ほど、それぞれ御質問を受けた方々にも、御回答の一部をお話ししていると理解しておりますけれども、さらに

つけ加えさせていただきますけれども、行政としてサービス低下にならない、あるいは 入っている方々に、その処遇を十分機能できる、あるいはまた入っている方々に不安を与えない、そういう環境のできる施設というのは、富良野についてもありますから、そういう状況を踏まえて、この制度の、先ほど申し上げております管理代行の自治法の改正によってできたということですから、これはやはりそういう意向にして、先ほどから御答弁させていただいているとおりに、富良野の福祉行政、あるいは福祉参加の方々の今まで実績を十分踏まえた状況の中で、判断をさせていただいたというのが回答でございます。

それから、削減の関係のお話をされておりますけれども、資産的にどういう削減なのか、御説明をしていただかないと回答ができませんので、何を削減したらどうなるのかという形なのか、人件費がどの程度削減になるのか、あるいは総体の中でどうなのかという御質問の趣旨が、私は御質問を受けた段階で理解できなかったものですから、再度、御説明をしていただきたいと、このように思っているところでございます。

〇議長(北猛俊君) よろしいですか。2番宮田均君。

O2番(宮田均君) もう一つ質問していた のですけれども、市内で、同種または類似し た施設について、10年以上良好な経過と実 績を持った業者は、何福祉法人、社会福祉法 人あるのだという質問について。

〇議長(北猛俊君) 暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩 午前11時54分 開議

○議長(北猛俊君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

2番宮田均君。

○2番(宮田均君) 指定管理者の条件の同 種の類似した施設について、10年以上とい う問題については、取り下げさせていただきます。

それから、市長からもう一度再確認ございました予算の削減、どの部分かという部分について、人件費について、どれぐらいのことを考えているのか。総合的な部分が知りたいですけれども、とりあえず人件費についてどれぐらいの削減になるのかということについて御質問します。

- 〇議長(北猛俊君)御答弁願います。保健福祉部長高野知一君。
- **〇保健福祉部長(高野知一君)** 宮田議員の 質問にお答えをいたします。

指定管理者制度をやることによりまして、収入と歳出が出てまいります。先ほど、横山議員の質問にも関連するのですが、赤字ということではなくして、その差については指定管理料ということで、出ていくことになります。したがいまして、私どもまだ最終的に、これで行くという試算ではありませんが、支出の面においては、大きく分けますと人件費、それから処遇経費、それと事業費ということで、施設の維持管理経費等々の経費がかかってまいります。

現状の、例えば直営でやった場合のそういった支出と、それから指定管理でやった場合の支出面については、これは大きく異なるところについては、処遇経費でこれだけ削ったという状況にはなりませんし、電気代、高熱水費を含めて、これだけ削るということに相なりませんから、その辺は大体同数字で推移をしていくということに相なりますので、残るところはどこかといいますと、全体的な人件費にかかわってくるであろうと、こういう推定をしてございます。

そういう意味からいけば、まだ先ほど言いましたけれども、確定ではありませんけれども、数字的には5,500万円前後ぐらいの動きにはなるだろうと、こういう推計でございます。

以上です。

○議長(北猛俊君) よろしいですか。

そのほかございますか。

4番大栗民江君。

〇4番(大栗民江君) 例えばなのですけれども、もし入浴をさせている最中に事故があったりだとか、そういったことがあった場合には、きちんと指定管理者は施設の維持管理に関する業務ですとか、料金の徴収ですとか、こういうことが載っているのですけれども、そういうことがないとは言えないと思うのですけれども、そういったときに、きちんと指定管理者を設けた場合には、市の責任という形はきちんとなっているのでしょうか。 〇議長(北経費)

〇議長(北猛俊君) ここで、午後1時まで 休憩いたします。

> 午前11時58分 休憩 午後 1時02分 開議

○議長(北猛俊君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に引き続き、会議を開きます。

午前中の大栗民江君の質疑に御答弁を願います。

保健福祉部長高野知一君。

○保健福祉部長(高野知一君) 大栗議員の 質問にお答えをいたします。

施設内においての緊急的な事故の場合の安全管理の関係でありますけれども、現在、施設におきましては、事故を起こさない対策も含めて、日常の中でまず努力をしてございます。土曜、日曜、平日、夜間、いろいろな場合がありますけれども、事故の場合、あるいは病気の場合、もしくは防災の関係、それから感染予防の関係を含めてございますので、それぞれマニュアルなり、あるいは緊急の場合については連絡体制をとりながら対応しているところでございます。

こういった形については、指定管理者の場合についても、計画書の中で提案をされてくると思いますけれども、改めて私どもも、協定書、仕様書、基準書等を、これから取り組

むことになりますので、特に重要な関係については、基準書等に含めて織り込んで対応を していただくという形をとっていく予定でございます。

以上です。

○議長(北猛俊君) よろしいですか。 4番大栗民江君。

〇4番(大栗民江君) 今、協定書とか、さまざまなそういう書類、規定書のような形の中で決めていくという、そういうお話だったように思います。

今、よく想定外のこととか、不測の事態とか、いろいろなことが発生するという、そういう報道を耳にする分、前回プールでもボルトがはずれて、ばっと流れていってしまったところが、指定管理者がやっていたのですけれども、最終的には市が責任を持ったという、そういうような事故があったというのもありますので、きちんとそういう分も、条例の中で定めていく必要性があるのではないかなと思いましたので。

- ○議長(北猛俊君) 御答弁願います。保健福祉部長高野知一君。
- ○保健福祉部長(高野知一君) 再質問にお答えをします。

今、大栗議員から、条例等で定めるという やり方が発言されましたけれども、これはそ ういうことにはあり得ません。

したがいまして、先ほど言いましたように、今現在やっているものについても、指定管理の計画書の中に、きちんと提案はされてくると思いますし、そういった指示も出すことにしておりますので、そういった体系についてはとられてくるだろうと思います。

いずれにいたしましても、今現在我々は、 あくまでも緊急の場合については、きちんと した連絡体制、連絡網をとりながらやってご ざいますので、これについても、そういった ものについては踏襲をされてくるという状況 に思います。

以上です。

○議長(北猛俊君) よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

1番佐々木優君。

○1番(佐々木優君) 大方の議論は尽くされたのかなと思いますけれども、質問させていただきたいと思います。

大変な、判断するということでは、今までなかった福祉の部分を民間にということだから、大変な決断をされたと思います。市長も四十何年間、市役所にかかわってのお仕事で、まさか役所の仕事が民間にここまで移るとは、多分思ってなかったのではないのかなと想像をいたしております。

このことが、03年ですから、4年たった のですかね。この間、いろいろ指定管理者に なりました。富良野では、そんな大きな事故 はありませんでしたけれども、大栗議員が おっしゃったように、他の市町村ではそうい うようなこともありました。やっぱり民間に 移すことによって、その安全安心というする は、なかなかお金で売ったり、買ったりする ものではないですから、そこにかかわる部分 というのは本当に微妙な部分というか、かけ なければならないのだけれども、民間がでる ということは、やはり損得勘定にどうとも なるわけで、そこの部分は民間にはできない 部分だというふうに、僕は思っております。

市長、先ほど「それが福祉の構造改革」というお話をされたのですけれども、小泉首相になってから、聖域なき構造改革ということで、こういうことがどんどんやらされてきた結果が、今、大栗議員が言ったようなことだとか、いろいろな事件が起きていますし、働く人から見れば低賃金労働者をどんどんつくり出して、その格差社会につながっているということも一因になっていると思います。

これらの社会状況をしっかり判断した上で、当然決められたと思いますけれども、これらの問題について、指定管理者も市と同様の責任を持つとか、サービスの低下をしないという、これはっきり明言されましたけれども、民間というのは、それよりも利益ということになりますので、その辺の考え方を1点

教えて、重複するかもしれませんけれども、 お願いいたします。

それからもう一つは、チェック機能ということで、具体的に新たな体制をつくってということなのですけれども、そうすれば新たな出費が出るわけで、先ほど 5,500万円ぐらいの削減効果とおっしゃいましたけれども、恐らくほとんどが人件費なのかと理解しますけれども、そうすると恐らく4割ぐらいのお金、人件費でいうと4割以上のお金が削減されると思うのです。

今働いている方が16人と、臨時の方と合わせて26人ですか、ぐらいだと思うのですけれども、その中で5,500万円ということは、1人頭にしてもかなりな額であって、それなのに、しっかりサービスは低下させないという、その保障が水かけ論になるかもしれませんけれども、そこのところをもう一度御答弁を願いたいと思います。

福祉は、お金では話はしたくないですけれども、実際こういうお話になっておりますので、その辺の御答弁をお願いいたします。

〇議長(北猛俊君) 暫時休憩いたします。

午後 1時08分 休憩 午後 1時10分 開議

○議長(北猛俊君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の佐々木優議員の質問に御答弁を願います。

市長能登芳昭君。

〇市長(能登芳昭君) 佐々木優議員の御質 間にお答えいたしたいと思います。

午前中、それぞれ議員の方から御質問を受けました。今、佐々木優議員の御質問を聞いていますと、かなり前段でお答えをさせていただいた内容に至っていると判断しているわけでございますけれども、総括的に時代の流れとともに福祉六法が変わりまして、それぞれきめ細やかに、それぞれの現在は地域包括状況に変わってきている状況でございます。

そういう中で、私は地方自治体で自主決定、並びに決定をして実行する市町村自体が、それぞれ責任を持ってやるということが、現行、分権の中で明記をされた状況でございまして、佐々木議員についても御承知かと思いますけれども、私はそういう観点で、この福祉関係の状況が、行政で必ずしもやらなければならない状況かということを考えていたところでございます。

例えば、現行で今、福祉関係でいちいでデ イサービスを実施されておりますから、全く そういう先進的な役割を果たしているという 状況では、そういう現実に実施をされている というのが現況でございます。

今この条例に基づく指定管理者の導入を行うと、こういう状況でございますから、その前段で御質問を受けている中につきましては、私は、午前中御説明している内容で御理解が得られないというのであれば、得られない状況のところを御質問をしていただきたいと、そんな感じがいたしているところでございます。

現在、公の施設そのものというのは、地方 自治法の244条の定めるところによって、 その住民の福祉を増進する目的で、その利用 に供する施設、こういう自治法で目的を定め ている状況でございまして、そういう包括的 な観点からも、そういう状況づくりを、これ から私は行政と、それぞれ市民でつくっている法人組織、あるいは事業を主体でつくっている法人組織、そういう組織と自治体が平等 で協働するような形の、これからまちづくり というのは基本になっていくのでないかと。

それが、これからの住民の福祉を増進していく一つの糧にもなっていくだろうと、私は大局的に、そのように判断をいたしているところでございます。

それから、5,500万円の云々ということでございますけれども、現在、人件費が数字的に、私は持っておりませんけれども、後ほど保健福祉部長から答弁をいたしますけれども、私は現行の総括的なもので効果を上げ

られる、あるいは無駄を省く、そういう状況が、これから自治体に求められることが事実でございますから。現在、そういう状況の中でやっているわけですね。

ですから、人件費を減らすという表現でな く、経費の効果的な活用と、このように私は 理解をしているところでございます。

○議長(北猛俊君) よろしいですか。1番佐々木優君。

〇1番(佐々木優君) この施設は、先ほど 最初に言ったように、昭和46年ですから3 6年ぐらいの間、営々と市の職員の皆さん が、本当に努力されて継続してきたわけです けれども、残念ながら、そのことよりもいろ いろな状況がありますから、それも時代の流 れというような今、答弁でしたけれども、し かしながらその36年の実績が、今消えてい くということに対して、本当に僕は悲しいと 思うのですけれども、それらに対して実績を 持っているのは、間違いなく市がやってきた ことが実績と、僕は安心して、そこに延べ人 数にすると何万人のもの方が、そこでお世話 になったのだと思うのですけれども、そうい う人たちが安心して、そこで生活できたとい うのは、36年間、その実績を持つのが市 の、行政がやるべき仕事だというふうに思う のですけれども、その辺は時代の流れだか ら、こういうふうになるのだという繰り返し ですけれども、そういうことなのでしょう か。確認をいたしたいというふうに思いま

それから、これは先ほど質問していないから、だめなのでしょうかね。設置条例に伴う規約だとか、先ほど大栗議員がおっしゃった部分ですけれども、規約だとか、いろいろな規定だとかがたくさん盛り込まれているのですけれども、それらの改正は、今回議題ではもちろんないですけれども、この中に本当に、そこに入居されている方のプライバシーなり、先ほど説明されたようにいろいろな重要な規定が、ここにされて、盛り込まれるわけですけれども、ほとんど今のと原則的には

変わりないのでしょうけれども、本当にこれ が民間にという、大丈夫なのかという率直な 気持ちがあるのですけれども、そこは条例審 査ではないと言われれば、そうなのですけれ ども、一応思いだけ伝えておきます。

済みません、以上です。

O議長(北猛俊君) 答弁はよろしいですか。

答弁が必要であれば、要旨だけ簡潔に、再 度、御質問いただきます。

1番佐々木優君。

○1番(佐々木優君) 条例審査ですけれど も、それにかかわって、今度、説明書にある のですけれども、規則だとか、規定だとかが 全部改正、新規という部分もありますし、七 つぐらいのこれが変わるのですけれども、そ の方向性みたいなことが、もし答弁がいただ けるのであれば、直接はかかわりないのかも しれないのですけれども、この中身というの は、繰り返しますけれども、本当に重要な、 入居されている方のプライバシーなり、そう いう面で重要な部分がありますので、非常に 不安に思うわけですね。

この部分に対しては、議会で決定するのではなくて、担当部署で検討をされて、決められるわけですから、そこには議員の意見が入らないわけですから、その辺のところを理解していただいて、どういう方向につくられるのかということなのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(北猛俊君) 御答弁願います。保健福祉部長高野知一君。

○保健福祉部長(高野知一君) 佐々木議員 の質問にお答えをいたします。

基本的には、老人福祉法の改正、あるいは 介護保険法の改正等々によりますところにつ いては、それが基本とまずなります。

それ以外の関係について、関連するところとすれば、養護老人ホームの設置運営基準というのがございます。これも、それぞれの老人福祉法あるいは介護保険法の改正によりまして、設置基準が変わってまいります。私ど

も、そこを重点的に規定をしながら、運営していきたいとは思っているのですが、それに不足する部分等々について、改めて施行規則等で整理をかけていくという状況になろうかと思います。

これは、従来の老人福祉法の流れからいっていって、同じような形をとるという状況に至りますので、先ほど言った入所者の安全安心の問題を含めては、そういったことの中で、すべて規定をされていくということになります。

以上でございます。

O議長(北猛俊君) よろしいですか。 そのほかございませんか。

8番岡本俊君。

O8番(岡本俊君) まず、いろいろ議論があったのですが、私としては、寿光園の指定管理者というのは、もっと後かなというイメージは持っていたわけですが、なぜ今、寿光園を指定管理に出さなければいけないのかという、その基本的なことを、まず聞いておきたいと思います。

文化会館だとか、いろいろな施設があると 思いますが、なぜ今、寿光園なのかというと ころであります。

それともう1点ですが、市長も入居されている皆さんとの、安心して、そして過ごせるような環境づくりをしなければいけないと。 それも指定管理者の仕事というお話がありましたが、議論の中でチェック体制のお話がありました。そのチェック体制のお話を聞くからには、指定管理者と行政とのチェック体制。

でも、そこに住んでおられる家族の皆さん と、指定管理者と行政とのリンクが、まだお 話しされていないので、その辺はどうなるの か、お聞きしたいと思います。

それともう1点ですが、あそこには地域交流スペースというスペースがございます。これは、規則によると現在、園長が許可するというお話になっておりますが、指定管理者になっていくと、この交流スペースはどうなる

のか、だれが責任を持って。

私は本来、まだ行政が管理しなければいけないと、地域交流スペースの目的からいくと、寿光園できたときは、これは鳴り物入りだったのだね。であるならば、地域交流スペースは、条例の中で、きちんとだれが責任を持つのかということを、条例の中で規定すべきでないかと思いますが、その点についても質問をいたします。

〇議長(北猛俊君)御答弁を願います。保健福祉部長高野知一君。

○保健福祉部長(高野知一君) 岡本議員の 質問にお答えをいたします。

まず、地域交流スペースの関係でございますが、この地域交流スペースは、建設の際に 寿光園に併設をされた建物と、こういう位置 づけになってございます。

したがいまして、寿光園の一建物の中身という位置づけでございますので、改めた設置 条例の関係はなくなります。

したがいまして、その使用の関係については、現在、園長がその決定を含めてということにしておりますので、こういった関係については、指定管理者に同時に移行して、指定管理者の中で、その使用の関係については決定をしていくと、こういう運びになってまいります。

それから、二つ目の家族の関係でございますけれども、これは従来、いろいろな関係があれば、寿光園本体として、家族のほうに連絡をするというようなことも含めて、されていますので、今後においてもそういった形については、当然とられてくるという状況になろうかと思いますので、そのリンク体制と言ったら変ですけれども、いわゆる寿光園と入所者、その家族、それと指定管理する側の問題というのは、従来どおりの動きとしてなってくるのかと、このように思います。

それから、基本的なところと、今なぜなのだというところも含めてお話もありましたけれども、一つには、公の施設の指定管理制度、平成15年9月に導入をされておりま

す。

その後、いろいろな施設も含めて出ているのですが、一つの大きな流れとしては、改めて老人福祉法の改正、介護保険導入の関係を含めて、一つの大きな流れがなってきてございますし、もう一つは三位一体改革の中で、老人福祉法の改正によりまして、老人保護措置費が一般財源化されてきているという状況もございます。

そういった中で、市町村から施設に送られてくる措置費、この単価改正も削減をされまして、収入面からいけば大幅な収入減につながってくると、こういう大きな流れもございます。

そういったことも含めて、今一緒に新型養護老人ホームという運営問題も含めて、この時期が一番適切であるという状況も含めて、判断しているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

O議長(北猛俊君) よろしいですか。 8番岡本俊君。

○8番(岡本俊君) 三位一体改革の中で一 般財源化されたと。

でも私は、6月に条例が出ました。寿光園にかかわっての一部改正が。私は、あの改正で、行政として現状のままやっていけるのだなと思ったのです。措置費でお金が入ってきますのでね。

ですから、少なくても寿光園は、まだまだ 大丈夫なのだと思ったわけなのです。ですか ら、そういうある部分では、一般財源化され てきたというのも事実ですけれども、でもあ る部分では、介護はできるような施設にあっ て、収入の方向は一つふえたわけですよ。

そういうことになれば、私は先ほど横山議員も含めて、富良野市として、介護は最後の最後まで頑張るのだというような意識があるのだと思っていたのですよ。

でも、今のお話を聞くと、そうではなく て、はっきり言ったら、お金が来なくなった のだから、指定管理者によって少しは楽にな るのだということを最優先したと思えてなら ないわけです。

それにしては、どうして、なぜ今回6月に一部改正といって、また一部改正やる。つまり寿光園をどのように将来運営していくのかという、そういうポリシーが見えないわけですよ。6月に一部改正と、今回また一部改正。私はその辺も解せないわけなのですよ。ですから、なぜ今なのか。私は、収入の道は去年よりことしのほうが、6月改正によってまたパイがふえたのでないかと思っているわけなのです。

私は、先ほど言っているように、私も、横山議員も言っているように、やはり富良野は行政、福祉、そして教育は最後まで頑張るのだと、地方分権の柱なのだと。私はそういう思いで、今まで議会答弁していたと思うのですが、その辺が大きく路線変更されたのだと。非常に悲しいと、私は思っておりますので、ぜひこの点について、市長から御答弁願いたいと思います。

それと、チェック体制なのですが、従来どおりやっているというわけですが、今ひとつその間に、指定管理者という方が入るわけですよね。行政と、入居されている家族会、もう一つその間に指定管理者という枠が入るわけですよ。そういう環境の中で、入居している方のいろいな御意見を、行政が真摯に直接受けとめるような方法があってもいいのでないかと思うのです。そういう考え方は、あるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それともう一つ、交流スペースというのは、規則の中でも書いてあるのですが、地域、福祉及び在宅福祉の推進を図るために、 事業及び活動を実施していく団体等云々かんぬんと書いてあるわけです。それを借りる場合、園長が許可しますということですよ。

つまり、これは山部全体の地域の医療、福祉を向上する一つの拠点なのですよ。その拠点だということで、併設してやったわけなのですよ。それを、指定管理者に任せるという

ことは、市の思いが、その指定管理者にきちんと運用されるのかどうかということも含めて、考えなければいけないと思うのです。

他の施設は、市長の許可を求めてやっているのですよ。そういう条例もありますよね。 他の施設では、市長の許可を得て利用するとなっている条例もありますよね。

ですから、私は、この交流スペースという のをつくった目的と、指定管理者に今、部長 が指定管理者が管理すると言った、その部分 とのギャップを、もう少し説明していただき たいと思います。

〇議長(北猛俊君)御答弁を願います。市長能登芳昭君。

〇市長(能登芳昭君) 岡本議員の御質問に お答えをさせていただきたいと思います。

岡本議員の御質問の中で、それぞれ個人の 考え方がございますから、私は否定するわけ にはいきませんけれども、基本的には、私の 考え方というのは、福祉というのは、先ほど も午前中御答弁させていただきましたけれど も、自治体で絶対やらなければならないもの と、それから、それぞれ市民参加なり、ある いはそういう一つの福祉業務を行う団体等が 意欲を持ってやる、そういう状況が出てきい いる状況の中においては、これは、ここの指 定管理者制度の活用を図っていっても、 に管理者制度の方でございます。

ですから今、岡本議員がおっしゃったことにつきましては、私は否定はする理由はございませんけれども、私の思いとしては、そういう思いで、これからはやる必要性が出てくる、このように考えているところでございます

それから、先ほど保健福祉部長から御答弁させていただきましたけれども、一つ一つ具体的に沿ってお答えは、総括的に申し上げたいと思いますけれども、自治体も運営から経営に変わってきている状況づくりが、これから求められると、こういう状況でございます。

ですから、経営を行っているということになれば、それだけの状況づくりをして、それに対応をしていかなければならないと、私はそのような基本的な考え方を持っておるところでございます。

そこで、サービスの低下なり、あるいは午前中からいろいろお話が出てきてございますけれども、仮に指定された施設の処遇のあり方の問題、こういったものは行政が責任を持って、やっぱりチェックをしていくということが、私は基本であります。

ですから、先ほどからいろな御意見をいただいておりますけれども、そういう御意見を拝聴する中で、ベストなチェック体制、あるいは処遇体制、こういうものを行政が常に確認をして励行をさせていくと、こういうことがこれから福祉行政をやる上において、責任を持ってそういう対応をしていくことが、私は望まれる姿であり、そのような形にしていかなければならないと、このように考えているところでございます。

また、交流施設のスペースの問題でございますけれども、私は養護老人ホームの交流施設、あるいはそれに類して、どんどん年とっていく人方の交流施設というのは、内容がだんだん変わっていくだろうと考えております。

元気なうちは、それは交流施設でいろいろなことができるでしょうけれども、車いすや、あるいは介護を伴う状況ですと、交流場に出向いていくということは、なかなか困難な状況であります。

ですから、個別に交流施設については、それぞれの体力に合った、あるいはその人の状況によって、交流施設の活用を図っていくべきでありますけれども、そこの場に出られない方については、また別途の形で、その処遇を考えていく必要性があるのでないかと、私は基本的にそういう考え方で、仮にそういう状況が出てきた場合についても、それを総括に含めて、指定管理者制度に乗せていこうと、このように考えているところでございま

す。

以上です。

O議長(北猛俊君) よろしいですか。 続けて御答弁願います。

保健福祉部長高野知一君。

〇保健福祉部長(高野知一君) 岡本議員の 再質問にお答えをいたします。

行政と入居者、指定管理者の関係ですが、 普通の場合ですと、大抵施設のそういう施設 では、家族会というそういうのがありまし て、そういう中の皆さんが、いろいろの御意 見含めて、施設側に反映をしていくというよ うな状況も含めてあるかと思います。

今現在、正直言いますと、寿光園内では家 族会という組織はございません。したがいま して、それにかわるものとして、常に指導員 と園長を含めまして、何かあれば家族に連絡 をすると。家族から、いろいろな御相談も含 めて受けると、こういう体制をとっておりま すので、一つには指定管理者になっても、そ の相談窓口というのは、相談員等が中心に なってやっていくという状況になってくると 思いますので、私たちも指定管理者になった 以降については、社会福祉法人が常に進めて おります家族会の結成等も含めて、そういう 中での連絡体制、あるいはいろいろな意見交 換の場としても必要だろうと思いますので、 そういったものについては、お願いを申し上 げていきたいという気がしています。

それから、二つ目の地域交流スペースの利用の問題です。これ先ほど言いましたように、指定管理者になった施設については、利用の許可については管理代行ということも含めて、その施設の指定管理者が許可をするということになっています。

それ以外で、指定管理者になっていない施設の許認可については、それぞれの施設ということで富良野市長が許可を出すと、こういう大きく分かれておりますので、この点については先ほど言いましたように、養護老人ホームの地域交流スペースについては、寿光園の施設に併設をしている一部という見方を

されていますので、切り離すことはできないということになりますので、そういった中身での許認可関係になっていくのではないかと、こう思いますので、よろしくお願い、理解をしていただきたいと思います。

○議長(北猛俊君) よろしいですか。 8番岡本俊君。

○8番(岡本俊君) では、地域交流スペースは、そういうことできちんと条例か何かに明文化しないといけないと思うのですが、地域交流施設というのは、また独立しているものですよね。併設はされていますけれども、運用だとか、利用というのは、別の視点ですよね。

ですから、規則にも書いてあるけれども、 地域福祉の在宅の推進だとか、そういう地域 の交流ということが明文化されています。で すから、目的が違うわけですよね。地域交流 スペースというのは、ある部分では建物は一 つなのですが、独立しておりますよね、利用 は。

ですから、そういうことに関して、ちゃんと条例で地域交流スペースは今、部長言われたような形で、ちゃんと規定する必要性はないのですかということなのですよ。

部長は理解をしていますが、でも地域の皆 さんを含めて、そういうことは条例で定めて おくほうが、私はいいのではないかと思って いる一人なのですよ。

ですから、施設運用という部分では、指定 管理者になれば、それはスペースは指定管理 者にとっては使い勝手はいいでしょう。で も、つくったときの目的が違いますよね。地 域の交流ということが前提だったのですか ら。だから、それをどう担保するかというこ となのですよ。ですから、その辺については 改めて、私は条例で規定すべきでないかとい う思いでおります。

それと、チェック体制なのですが、ある部分では、先ほど言ったように、行政と今までの形と違うわけですね。今度、間に指定管理者という一つのものが挟まってしまうと。そ

ういう部分で、直接いろいろな意見を言う、 なかなか言いづらい。やはり戸惑いもあると 思います。行政から、指定管理者になったと きの戸惑いだとか、指定管理者から指定管理 者に変わったときの戸惑いだとか、いろいる なことがこれから想定されると思いますが、 そういうときに住んでいる方のことを思っ て、入居されている方のことを最大限重視す るならば、私は行政はもっと積極的に入居者 の皆さんの意見を聞く、そういう時間をつく るべきではないかと思っております。

それともう一つですが、先ほど市長が自治体の果たす役割と、行政これから福祉は変わるのだというお話がありました。でも、気がかりだったのが、一つあるのです。

「意欲ある団体が」という、市長は言われました。私は、はてなと思うのです。意欲ある団体、富良野ではそうないよね。富良野の今の指定管理者の規定の中でいくと、指が折れてしまうなという気がするのですよ。

何か、市長、その辺、私は意欲のある団体がという形ですごく心に残ったのですよ。ある部分では、逆に言えばそういうところがあって、そういうふうに行政がという感じに受け取って、ひねくれているものですから受け取ってしまい、そういう思いがあるのですが、先ほど来ずっと言っていても、市長を含めていろいろな方が言っていても、どう指折ってもそんなにいないと。

今の市長の答弁であれば、意欲のある団体もあるのだという言い方です。意欲のある団体ということは、そういうことがありますよという意思表示がされたということになります。でない限り、市長はそういうことは恐らくわからないのではないかと思います。

私は、そういう部分で今回の指定管理者のことということは、何か今ひとつ住んでいる方ではなくて、もっともっと違う国の政治の流れ、お金の流れ、そして今言う富良野のいろいろな状況の中で、指定管理者に行くのだなと思っているわけです。

私は、先ほど言ったように、福祉は最後の

最後まで、行政が守るものだというふうに、 強く信じている一人なものですから、今まで の市長の部分を含めて、私はちょっと違うの ではないのかと思っている次第です。

以上です。

〇議長(北猛俊君)御答弁願います。保健福祉部長高野知一君。

〇保健福祉部長(高野知一君) 再質問にお答えをいたします。

地域交流スペース自体は、先ほど言いましたように併設の一部ということになっていますが、基本的には寿光園運営の中で、入所者については常に利用できる施設に、まずはなっています、一つには。ですから、それを切り離してということはまずなりません。

二つ目には、今までも、この地域交流スペースについては、先ほど岡本議員が言っていますように、地域福祉の推進であるとか、在宅福祉の推進ということも含めて、私たちは地域に開かれた施設であるように、そのための利用も含めてということで、つくったこともございます。

そういう意味で、地域の皆さんには、この 地域交流スペースの活用については、どんど ん促して、利用をしていただくということに ついては、常に問いかけをしてございある いう意味で、例えば健康づくりのを充だり をか、・転倒予防だとか、地域の皆さんのいただとか 場であるとかということで、使ってとを使って おりますので、これからもそのことを使っていただきながら、入所者の皆さんと交流の いただきながら、入所者の皆さんと交流の 輪を広げていただいて、連携をとっていたこと の方法として、今後も継続をしていきたいと 思っています。

以上です。

○議長(北猛俊君) そのほかございます

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(北猛俊君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

お諮りをいたします。

討論ございますか。

(「あり」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 討論ありの御発言がございますので、この後、討論を行います。

討論のある方は、休憩後、直ちに通告願い ます。

ここで、30分間休憩いたします。

午後 1時42分 休憩 午後 2時15分 開議

○議長(北猛俊君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第6号富良野市立養護老人 ホーム設置条例の一部改正についての討論を 行います。

討論の通告は、民主クラブ、菊地敏紀君、 市民連合議員会、今利一君、日本共産党、 佐々木優君、以上3名であります。

これより、順次討論を行います。 初めに、市民連合議員会、今利一君。

○6番(今利一君) -登壇-

議案第6号富良野市立養護老人ホーム設置 条例の一部改正について、市民連合議員会は 反対の立場で討論をいたします。

同条例の改正の目的は、同施設の管理運営 に指定管理者の導入を図ろうとするものであ ります。条例審査の議論の中では、さまざま な角度から危惧される事柄について議論をさ れました。

その議論の中では、以下の点について、私 たちが危惧する問題点が、十分解明されない まま残っております。

第1点目は、本来、住民福祉施設の分野は 行政の責任でなされ、住民が安心して生活を 営むことができる地域づくりをする責任があ るわけであります。とりわけ同施設の管理運 営は、福祉分野の重要な分野であり、指定管 理導入の積極的理由は見当たらないわけであ ります。

第2点目は、同施設は利用者にとってはついの住みかになる施設でもあります。場合に

よっては、利用者の人生の最期によるよりどころでもあります。指定管理者導入によって、改正の都度、自分の処遇などを含め、不安にさらされることになります。ついの住みかにならない、ふさわしくない施設になる可能性を、新たに生み出す可能性が懸念されます。

第3点は、管理運営の上で入所者のサービス、内容のチェック体制のシステムが不明瞭であり、本日の審議の中でも明確にされなかった点であります。

最後に、第4点目として、どのような内容 で指定管理者を公募するのか。答弁では、ま だ未整備の面があることがあります。

以上を申し上げて、市民連合では反対として、反対の討論をいたします。

〇議長(北猛俊君)次に、民主クラブ、菊地敏紀君。

〇15番(菊地敏紀君) -登壇-

民主クラブを代表して、 賛成の立場から討 論をさせていただきます。

本条例の一部改正については、国の示す指定管理者の要綱の中で、民間に福祉分野を担わすことができるということになっており、 導入に当たっては問題はないと思われます。

しかし、福祉政策は行政においては、市民の暮らしを守る上では、一番大切な施策であることには間違いありません。しかしながら、行政改革や市が目指す財政健全化計画の樹立からいっても、指定管理者制度導入にはやむを得ないものがあると考えております。

民主クラブとしては、指定管理者導入に対する市の考え方、入居者に対する説明の明確化、入居者の入居サービス向上に向けてと暮らしの安全安心の確保、行政としての指定管理者に対する管理運営に関するチェック機能体制の確立の明確化をすることの3点について、行政側の考えについて伺いましたが、その結果、行政としても移行に当たっての問題を適正に把握し、その問題解決に真摯に対応していると感じられます。

これからは、今議会で議論されたことを糧

にして、市民の安心安全の暮らし確保のため に、福祉行政の向上に向けていっていただき たいと思います。

以上、賛成の立場からの討論といたします。

○議長(北猛俊君) 次に、日本共産党、 佐々木優君。

〇1番(佐々木優君) -登壇-

議案第6号に対し、反対の立場で討論をい たします。

住民の福祉の増進を目的に、自治体の存在 意義があります。しかし、各地の自治体で起 きていることは、財政難を理由に、福祉や教 育予算の削減だけではなく、民間委託によっ て自治体の責任を放棄してしまう。

また、効率が悪いと評価されれば、切り捨ててしまう。赤字になれば、受益者負担の名で、住民負担を押しつける。自治体の仕事が民間の手法で、自治体が自治体でなくなるという営利企業化という変質が起きております。

こうしたことの結果、市民が犠牲になり、 事件事故が相次いでおります。また、労働者 は低賃金となり、格差社会をつくり出す大き な要因ともなっています。さらに今後も、こ れらの影響によって、こうした事件事故がふ えるものと考えます。

残念ですが、富良野市も、この流れに沿って、多くの施設が指定管理者制度に移行されてきました。しかし、老人福祉法によって設置されている施設は、初めてのことではないかと思います。管理代行であって、サービスの低下はしないとの答弁が繰り返されましたが、利益を優先しなければならない民間に、それを保障するものはありません。

福祉の中心となる施設が、行財政健全化の名で犠牲になってはなりません。市民が安心して、安全に住み続けられる富良野となるために、今後とも直営の施設として運営が必要であることを述べまして、討論といたします。

○議長(北猛俊君) 以上で、討論を終結い

たします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議がございますので、起立により採決をいたします。

本件を、原案のとおり決することに、賛成 の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(北猛俊君) 起立多数であります。 よって、本件は、原案のとおり可決されま した。

日程第6

議案第8号 訴えの提起について

〇議長(北猛俊君) 日程第6 議案第8号 訴えの提起についてを議題といたします。

これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

1番佐々木優君。

○1番(佐々木優君) 裁判ということなので、なかなか素人にはよく理解できない部分なのですけれども、詳しくだれでもわかるように説明をお願いしたいと思いますけれども、今立っているものが、そして裁判ですから勝ち負けということが争われるのでしょうけれども、その最悪の事態は、どんなことになるのか、御説明をお願いしたいと思います。

- 〇議長(北猛俊君)御答弁を願います。総務部長下口信彦君。
- ○総務部長(下口信彦君) それでは、質問にお答えしたいと思いますが、議員もこの件につきましては、北海タイムス社の支局ということでございますので、その内容については御承知と思いますが、今後の流れといいますか、考え方について、お話をさせていただきたいと思います。

判決の結果によるわけでございますが、株式会社北海タイムス社が破産いたしまして、 富良野支局の建物につきましては、平成13 年7月16日に債権放棄となってございます。

タイムス社が、建物を解体、除去すること は困難と考えられますが、判決によりまし て、建物の収去、土地明け渡しの命令が出る ものと考えておりますが、結果といたしまし て、市が解体、整理することとなるのではな いかと。

要するに、収去ですから、壊して土地を戻してくださいと、こういうことになっているわけでございますが、実際そういうことにならないのではないかということで、これ判決によるわけでございますが、そうなった場合には、こちらのほうで解体することが考えられるということでございます。

しかしながら、本訴状におきましては、これについて、まだ使用料が未払い分があるということもありまして、この未払いも一緒の中にくださいということも訴えてございます。そういうこともあります。

そういうことで、建物の所有権を市に移管する判決も期待されるということに考えてございます。しかしながらも、判決は、言ってみればこれから出るものですから、どういう判決が出るかわかりません。

私どもは、例えば、建物を解体して、今後の考え方なのですか、売るですとか、判決によって、その建物と一緒に所有権がこちらに来るのかという形も考えられます。ですから、その判決を待たなければ、どういう結果が出てくるかということはわかりません。

以上です。

〇議長(北猛俊君) よろしいですか。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(北猛俊君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(北猛俊君) 御異議なしと認めま

す。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第13号 5区3線排水管設置 工事請負契約の変更締結について

○議長(北猛俊君) 日程第7 議案第13 号5区3線排水管設置工事請負契約の変更締 結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

〇副市長(石井隆君) -登壇-

議案第13号5区3線排水管設置工事請負 契約の変更締結について御説明申し上げま す。

本件は、平成19年6月4日、議会の議決を経ている請負契約金額を工事の一部設計変更により、1億5,540万円から1億6,122万7,500円に変更しようとするもので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の主な内容は、当初、排水管の埋め戻しは現場で発生する土砂で埋め戻すものとしておりましたが、掘削した際に、埋め戻しに適さない土砂が一部確認されたため、新たに1,180立米の土の購入と、それに伴う同数量の不用土砂処分料が追加となるため、変更を行おうとするものでございます。

また、排水管設置工事の際に発生する不用 土砂の一部を、隣接する道道山部北の峰線道 路改良工事現場内に2,110立米を搬出す る予定しておりましたが、受け入れ工事にお ける設計精査の結果、全量の受け入れをする ことが困難となったために、発生する不用土 砂1,200立米の搬出先変更に伴う運搬費 の増額により、変更をしようとするものでご ざいます。

また、あわせて契約工期につきましても、 当初平成19年12月10日としておりまし たが、地域高規格道路の関連工事との調整か ら、平成20年1月20日に変更しようとす るものでございます。

なお、お手元に参考資料といたしまして、 工事概要と図面をお配りしてございますの で、御参照をいただきたいと存じます。

以上、よろしく御審議のほどをお願いを申 し上げます。

以上でございます。

○議長(北猛俊君) これより、本件の質疑 を行います。

質疑ございませんか。

2番宮田均君。

○2番(宮田均君) 運ばれた土砂の最後の 行き先なのですが、変わって埋めるところが だめで、金満地区に持っていくというような 感じで聞いていましたけれども、それについ ては、そこの一時置いておくものなのか、そ れとも、どういうような形で置くのか。

というのは、しっかりした置き場でなけれ ば、産業廃棄物の関係で問題になるのではな いかということでお聞きします。

〇議長(北猛俊君) 御答弁をお願いしま す。

建設水道部長里博美君。

〇建設水道部長(里博美君) 宮田議員の御 質問にお答えいたします。

現在、公共事業で発生する捨て土、これ残 土置き場ということで、私どもは、金満に指 定してございますので、金満に整地して置い ておくという形をずっととってございます。 以上でございます。

〇議長(北猛俊君) よろしいですか。 そのほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(北猛俊君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま した。

日程第8

議案第14号 富良野市議会議員の 報酬及び費用弁償等の支給条例の一 部を改正する条例の一部改正につい て

〇議長(北猛俊君) 日程第8 議案第14 号富良野市議会議員の報酬及び費用弁償等の 支給条例の一部を改正する条例の一部改正に ついてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

16番東海林剛君。

○16番(東海林剛君) -登壇-

議案第14号富良野市議会議員の報酬及び 費用弁償等の支給条例の一部を改正する条例 の一部改正につきましては、地方自治法第1 12条、及び富良野市議会会議規則第13条 の規定により、岡本議員を初めとして6名の 議員の御賛同をいただき、提案するものであ ります。

本件は、本定例会1日目の議会改革特別委 員会報告で提起いたしました議会改革の実践 にかかる条例の一部改正であります。

以下、その内容を御説明いたします。

逼迫する市の財政状況の健全化に向けた取 り組みや、先行き不透明な市内経済の状態に かんがみ、市議会みずからの財政的努力の取 り組みとして、平成19年度に支給される議 員報酬、期末手当総額の10%に当たる額 を、当該年度の12月期末手当から、加算率 15%の停止と、支給率を減じることにより 削減しようとするものであります。

条例の改正内容につきましては、平成17 年一部改正条例(第3号)附則に、見出しを 平成19年度の期末手当に関する特例措置と し、第4項を加え、平成19年12月に支給 される期末手当に限り、加算率の停止と支給 O議長(北猛俊君) 御異議なしと認めま 率の変更をするもので、第1号は改選期前か

ら在職している議員の支給率を100分93 については記載のとおりです。 に、第2号については改選期後から在職して いる議員の支給率を100分の120に変更 しようとするものであります。

なお、この条例改正に伴う議員1人当たり の年間削減額は52万7,132円であり、 総額では948万8,385円の削減額と なっております。

議員各位には、何とぞよろしく御審議の 上、御賛同を賜りますようお願いを申し上 げ、提案説明といたします。

○議長(北猛俊君) これより、本件の質疑 を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(北猛俊君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(北猛俊君) 御異議なしと認めま

よって、本件は、原案のとおり可決されま した。

日程第9

議案第15号 議員の派遣について

〇議長(北猛俊君) 日程第9 議案第15 **号議員の派遣についてを議題といたします。** 提出者の説明を求めます。

16番東海林剛君。

○16番(東海林剛君) -登壇-

議案第15号議員の派遣について、提案の 理由を申し上げます。

本件は、菊地敏紀君ほか1名の議員の御替 同をいただき、提出するもので、議員申し出 による都市事例調査を実施し、今後の市政推 進に資するため、議員を派遣しようとするも のです。

目的、派遣期間、調査件名、調査地、費用

なお、派遣する議員の氏名は、千葉健一 君、宍戸義美君、大橋秀行君、覚幸伸夫君、 天日公子君、東海林孝司君、岡野孝則君、菊 地敏紀君、日里雅至君、私、東海林剛の10 名であります。

以上、議員各位の御賛同を賜りますようお 願いを申し上げ、提案説明といたします。

〇議長(北猛俊君) これより、本件の質疑 を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めま す。

よって、本件は、原案のとおり可決されま した。

日程第10

意見案第1号 高齢者の医療負担増 をやめ、後期高齢者医療制度の抜本 的見直しを求める意見書

〇議長(北猛俊君) 日程第10 意見案第 1 号高齢者の医療負担増をやめ、後期高齢者 医療制度の抜本的見直しを求める意見書を議 題といたします。

提案者の説明を求めます。

1番佐々木優君。

〇1番(佐々木優君) -登壇-

意見案第1号高齢者の医療負担増をやめ、 後期高齢者医療制度の抜本的見直しを求める 意見書につきましては、菊地敏紀議員外2名 の皆さんの賛同を得て、提出いたします。

昨年の医療法「改正」により、10月より 「現役並み所得」とされる高齢者(70歳以 上)の窓口負担が3割に引き上げられ、療養 病床の食費・部屋代の大幅値上げ、高額医療費や人工透析の患者負担増が強行されました。来年4月からは、70から74歳のすべての人の窓口負担が2割に引き上げられます。こうした高齢者をねらい撃ちにした負担増は、高齢者の老後を脅かすばかりです。

さらに、来年4月からは、後期高齢者(7 5歳以上)を対象とした「後期高齢者医療制 度」がスタートする予定です。新制度では、 家族に扶養されている人を含め、すべての後 期高齢者が、介護保険と同じ「年金天引き」 で保険料を徴収されます。保険料を払えない 人からの保険証の取り上げも計画されていま す。政府は、後期高齢者の診療報酬を、それ 以下の世代と別建てにし、粗悪診療や病院追 い出しを押しつけることも検討しています。 いつでも、だれでも、安心して医療を受けら れるようにするのが、医療の原則です。政府 の新制度・後期高齢者医療制度は、こうした 医療のあり方を根本的に逆行するものです。 しかも、多くの高齢者はこうした新制度の内 容をほとんど知らされていません。

よって、下記のことを強く要望いたします。

一つ、高齢者や重傷患者をねらい撃ちする 窓口負担増は、中止・撤回すること。

二つ目、後期高齢者に対する無慈悲な保険 料取り立てと差別医療を押しつける「後期高 齢者医療制度」の08年4月からの実施を凍 結し、抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて、意見書を提出いたします。

賛同をいただけますように、よろしくお願 いいたします。

O議長(北猛俊君) これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されま した。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第11

意見案第2号 自治体財政の充実・ 強化を求める意見書

○議長(北猛俊君) 日程第11 意見案第 2号自治体財政の充実・強化を求める意見書 を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

7番横山久仁雄君。

〇7番(横山久仁雄君) 一登壇一

意見案第2号は、千葉健一君ほか3名の諸 君の御賛同を得て提出するものであります。

自治体財政の充実・強化を求める意見書。

地方分権の推進、地方経済・雇用創出の促進、少子・高齢化への対応、地域レベルでの環境需要の高まりの中で、基礎自治体が果たす役割は一段と高まっております。

しかし、政府は、地域間の経済格差を放置したまま「歳出・歳入一体改革」に基づく歳出削減により自治体財政の圧縮を進め、総務省の新地方行革指針に基づく集中改革プランの策定を自治体に押しつけ、住民生活を犠牲にした行政改革を進めております。さらに、2007年4月からスタートした地方分権改革推進委員会では、行政コストの削減を優先する行政改革、財政再建のための分権改革の議論が先行し、国・地方の役割や税源配分の見直しなど、地方自治の拡充のための分権改革から離れた議論が展開されておるところであります。

自治体財政硬直化の要因は、景気対策による公共事業の増発に対する公債費であり、国 の政策に地方が協力を強いられてきたことが 主な要因であります。新型交付税の導入や地 方財政計画の見直しなどによる一方的な地方 財政の圧縮は、国の財政赤字を地方に負担転 嫁するものであり容認することのできないも のであります。今、目指すべき方向は、地方 財政計画策定や交付税算定プロセスに地方が 参画するもとで、地方税の充実強化、地方交 付税制度の財源保障機能と財政調整機能を堅 持し、自治体の安定的な財政運営に必要な一 般財源の拡充強化をすることであります。

以下、3点にわたって意見書として提出をいたします。

1、国対地方の税収割合は5対5の実現に向け、さらなる税源移譲と国庫補助負担金の改革を進め、地方自治の確立と分権改革の基盤整備につながる税財政制度の改革を進めること。特に、自治体間財政力格差を是正するための地方税の充実強化を図ること。

二つ、国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状においては、地方交付税制度の財源保障と財政調整の機能を堅持し、自治体間の安定的な財政運営に必要な一般財源の拡充強化を行うこと。

三つ、地方自治体の意見を十分に踏まえた 対処を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき 意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろし くお願いを申し上げます。

O議長(北猛俊君) これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されま いて申し上げます。

した。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第12

意見案第3号 生活保護、児童扶養 手当などの改善を求める意見書

○議長(北猛俊君) 日程第12 意見案第 3号生活保護、児童扶養手当などの改善を求 める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

1番佐々木優君。

〇1番(佐々木優君) -登壇-

意見案第3号生活保護、児童扶養手当など の改善を求める意見書につきましては、岡野 孝則議員ほか2名の皆さんの賛同を得て、提 出いたします。

生活保護の受給世帯は109万世帯(07年3月)に達し、史上最高を更新し続けています。生活保護制度はセーフティネットの最後のとりでであり、国民の生存権、健康で文化的な最低限度の生活の水準を具体化したものです。

ところが、日本の生活保護の捕捉率(生活保護が必要な水準にある世帯のうち、実際に何世帯が生活保護を受給しているかの割合)は、ヨーロッパに比べ極端に低いことが多くの研究者から指摘されています。国が、給付費を抑制し、国の負担を抑えようと、生活保護法にも違反するような福祉行政を自治体の現場に押しつけているからであります。貧困が広がる今、必要な人すべてが受けられる制度に改善すべきです。

また、母子家庭などに支給されている児童 扶養手当の受給者は、過去最高を更新してい ます。母子家庭は、不安定雇用、低所得を強 いられ、その平均収入は全世帯平均収入の約 4割です。まさに児童扶養手当は命綱であ り、その減額ではなく、維持・増額こそ必要 です。

よって、以下の施策を講じるよう6点について申し上げます。

一つ、受給希望者に保護申請書さえ渡さない自治体窓口での違法な「水際作戦」や保護開始後、生活が軌道に乗っていないのに無理やり保護辞退届を書かせるなどの無法な指導を中止し、必要な人がきちんと生活保護が利用できるように改めること。

2番目、07年から始まった持ち家を持つ 高齢者に不動産を担保にお金を貸し付け、それを使い切るまで生活保護を受けさせない 「要保護世帯向け長期生活支援資金=リバースモーケージ」制度は、国の生活保護施策の 後退、貧困者の切り捨てであり、直ちに中止 すること。

三つ目、08年度から実施がねらわれている生活扶養基準の引き下げ、給地再編などは 行わないこと。

4番目、廃止された老齢加算、削減中の母 子加算は復活すること。

五つ目、国として1965年以降行っていない貧困生活保護世帯の捕捉などの実態調査を行うこと。

六つ目、母子家庭などに支給されている児 童扶養手当の大幅削減は中止し、復活すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて意見書を提出いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長(北猛俊君) これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。ございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第13

意見案第4号 2008年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率 2分の1復元等教育予算の拡充を求める意見書

○議長(北猛俊君) 日程第13 意見案第 4号2008年度国家予算編成における義務 教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と 負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求め る意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

6番今利一君。

○6番(今利一君) -登壇-

意見案第4号2008年度国家予算編成に おける義務教育無償、義務教育費国庫負担制 度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の 拡充を求める意見書は、会議規則第13条の 規定により、横山議員外5名の賛同を得て、 提出するものであります。

教育の機会均等と義務教育費無償の原則は、憲法26条で定められており、すべての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責任である。このことから、全国どの地域においても、すべての子供たちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義育費国庫負担制度が設けられている。この制度は、義務教育費の実質主体である地方を国が支える制度となっている。既に30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われており、現行制度でも自治体の裁量権は保障されている。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教材費や図書費、学校施設等を含めて、教育条件の地域間格差も拡大しつつある。

よって、次の4点を求めるものであります。

第1点目は、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率2分の1復元をすること。また「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。

2点目に、憲法の理念である義務教育費無 償を実現するため、保護者負担がゼロとなる よう教育予算を拡充すること。

第3点目に、30人以下学級を早期に実現すること。また、教職員定数改善計画の実現と学校教育法第28条「ただし書き」並びに同法第103条を削除し、ゆとりある教職員の配置を実現すること。

4点目に、学校施設整備費、就学援助・奨学金、教材費、図書費など教育予算の拡充のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、提出いたします。

よろしく御賛同の上、お願いいたします。

○議長(北猛俊君) これより、本件の質疑 を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第14

意見案第5号 安全・安心の医療を 保障する改革と子どもの医療費無料 化制度を求める意見書

○議長(北猛俊君) 日程第14 意見案第 ○議長(北猛俊君)5号安全・安心の医療を保障する改革と子ど の質疑を終わります。

もの医療費無料化制度を求める意見書を議題 といたします。

提案者の説明を求めます。

1番佐々木優君。

〇1番(佐々木優君) -登壇-

意見案第5号安全・安心の医療を保障する 改革と子どもの医療費無料化制度を求める意 見書につきましては、天日公子議員外3名の 皆さんの賛同を得て、提出いたします。

急増する受診抑制、無慈悲な保険証取り上げ、入院患者の病院追い出し、深刻な医師・看護師不足など、国の財政と大企業の保険料負担を減らすために、ひたすら国民に負担を転嫁し、公的医療保障を切り捨てる政府の「医療改革」により、今、日本の医療は崩壊の危機にさらされています。

本当に維持可能で、安心してかかれる医療制度を確立するために、以下の医療制度改革 と国による子どもの医療費無料化の実施を求めます。

- 一つ、三つの医療改革を求めます。
- 一つ、減らし続けた医療費の国庫負担を計 画的に元に戻すこと。

二つ目、高い薬価をさらに見直し、異常に高い高額医療機器の価格を引き下げること。

3番目、予防・公衆衛生や福祉施策の充実 に本腰を入れ、国民の健康づくりを推進する こと。

2番目、当面、小学校就学前の子どもの医療費を所得制限なしで無料化にする国の制度 を確立し、この共通の制度の上に、自治体独 自の助成制度を上乗せ前進させること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

よろしく賛同をいただきますようにお願いいたします。

○議長(北猛俊君) これより、本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。 討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第15

意見案第6号 高齢者の医療負担増をやめ、後期高齢者医療の充実を求める意見書

○議長(北猛俊君) 日程第15 意見案第6号高齢者の医療負担増をやめ、後期高齢者医療の充実を求める意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

1番佐々木優君。

〇1番(佐々木優君) -登壇-

意見案第6号高齢者の医療負担増をやめ、 後期高齢者医療の充実を求める意見書につき ましては、菊地敏紀議員外2名の皆さんの賛 同を得て、提出いたします。

この内容につきましては、意見書第1号と ほぼ同じになっておりますので、省略をさせ ていただきます。

要望事項のみ申し上げます。

一つ、低所得者に対する保険料の減免措置 制度を設けること。そのために、国と北海道 に財政措置を求めること。

二つ目、保険証の取り上げは行わないこと。

三つ目、11月の保険料率決定前に、中間報告案を公表し、広く関係者・道民の意見を 集めること。

四つ目、後期高齢者や医師など医療関係者、福祉・社会保障関係者などが参加する運営協議会を設置し、民主的運営に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

賛同いただけますように、よろしくお願い いたします。

○議長(北猛俊君) これより、本件の質疑 を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) なければ、以上で本件 の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

直ちに、関係機関に送付いたします。

日程第16

閉会中の所管事務調査について 閉会中の都市事例調査について

○議長(北猛俊君) 日程第16 閉会中の 所管事務調査、及び都市事例調査についてを 一括議題といたします。

本件について、各委員長よりの申し出を職員に朗読いたさせます。

庶務課長鵜飼祐治君。

〇庶務課長(鵜飼祐治君) - 登壇-

総務文教、経済建設常任委員会、各委員長からの所管事務調査の申し出を朗読いたします。

事務調査申出書。

本委員会は、閉会中、下記の件について継 続調査を要するものと決定したので申し出ま す。

総務文教委員会。

調査番号、調査第4号。調査件名、地震災害対策について。

経済建設委員会。

調査番号、調査第5号。調査件名、公営住宅について。

次に、総務文教、市民福祉、経済建設常任 委員会、各委員長からの都市事例調査の申し 出を朗読いたします。

都市事例調査申出書。

本委員会は、閉会中、下記により都市事例 調査を要するものと決定したので申し出ま す。

総務文教委員会。

調査件名、地震災害対策について。調査 地、室蘭市、苫小牧市。予定月日、10月下 旬。

市民福祉委員会。

調査件名、介護保険と介護サービスについて。調査地、今金町、千歳市。予定月日、1 0月下旬。

経済建設委員会。

調査件名、公営住宅について。調査地、札 幌市、長万部町。予定月日、11月下旬。 以上です。

〇議長(北猛俊君) お諮りいたします。

ただいま朗読報告のとおり、閉会中の事務 調査及び都市事例調査について決定いたした いと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ申し出のとおり、閉会中の事務調査及び都市事例調査を許可することに決しました。

閉 会 宣 告

○議長(北猛俊君) 以上で、本日の日程は 終わり、本定例会の案件は、すべて終了いた しました。

これをもって、平成19年第3回富良野市 議会定例会を閉会いたします。

午後 2時59分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成19年9月14日

議 長 北 猛 俊

署名議員 宮田 均

署名議員 菊 地 敏 紀